

令和3年 多賀町議会12月第4回定例会会議録

令和3年12月6日（月） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。お諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対応として、通告順の5人までの一般質問にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は5人の議員の一般質問とすることに決定しました。

(開議 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスの感染も沈静化しています。多賀町においては9月16日以降、町内での感染は確認されていない状況です。滋賀県下におきましても、11月21日から13日連続で感染者ゼロを記録しました。多賀町においては、役場職員の啓発活動や町民の皆さんの高い感染防止意識に感謝申し上げます。しかし、新たな変異株オミクロン株が確認されています。油断せず引き続き感染予防をお願いし、一般質問に入らせていただきます。

質問1、役場職員の不祥事について、令和3年3月に土木工事の指名競争入札におい

て、予定価格に近い額を業者に入札前に教えたとして、官製談合防止法違反などの容疑で9月16日に役場職員が逮捕され、10月6日に起訴されるという多賀町にとって非常に衝撃的な事件が発生しました。逮捕の翌日には町長が緊急の記者会見を行い、「法を遵守すべき立場にある公務員としてあるまじきことで、誠に遺憾であり、心からおわびを申し上げます。住民の皆さんならびに関係者の皆様に多大なご迷惑をかけたことに対しまして、深くおわびを申し上げます」とコメントし、第三者委員会を立ち上げ再発防止策を検討するとの方針を示されています。

この町政の信頼を大きく損ねた不祥事に関して、次の質問をいたします。

1つ目、第三者委員会はいつ立ち上げて開催するのか、またその構成メンバーは決定しているのかお尋ね申し上げます。

2つ目に、逮捕、発覚から2か月が経過しましたが、そのような不祥事が発生した場合、町長等の給料減額条例案を提出し、自らの給料を減額し責任を取っている自治体もあります。本定例会にはそのような条例案は提出されていませんが、町職員の管理者として責任をどのように考えているのか、町長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 神細工議員のご質問にお答えします。

多賀町職員による官製談合等事件につきましては、行政報告でも述べましたように、法を遵守すべき公務員としてあるまじきことであり、誠に遺憾で、心よりおわびを申し上げます。その後の事件の動きであります。先週の12月2日に第1回の公判が行われ、当町から職員2名と弁護士が傍聴をいたしました。その報告によりますと、公判では起訴状の朗読に続き、その認否について質問があり、当該職員は起訴内容を認めております。検察からは、懲役1年6か月の求刑がなされ結審をしております。判決は今月23日に出される予定であります。

議員ご質問の第三者委員会につきましては、既に人選を終え、第1回会議を今月22日開催予定で作業を進めております。多賀町といたしましても、逮捕、起訴後、速やかに第三者委員会の開催を目指しておりましたが、委員会ですら最初に説明をしなければならぬ事件の事実認定についての情報をニュース報道からしか入手することができず、今回の第1回の公判の傍聴により、初めてその事実を確かなものとしたところであります。

今後は、この起訴内容や公判で出された内容を基に、第三者委員会において今回の事件の洗い出しを行っていただき、必要な会議を重ねた後、再発防止策の答申を頂く予定であります。なお、第三者委員会の構成メンバーは、大学教授、弁護士、税理士、滋賀県職員、学識経験者の6名の方にご依頼をしております。

また、私自身の責任につきましては、町行政の管理者としての責任を重く受け止めて

おり、12月23日に出される判決の結果後、当該職員はもとより、自らのことにつきましても厳正に対処してまいります。ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。第三者委員会のメンバーとしましては、ほぼ多賀町とは関係しない第三者的立場のメンバーで構成という認識でよろしいでしょうか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをさせていただきます。

町内在住の方は6名のうち2名いらっしゃいます。過去いろんな経歴、それでもって判断をさせていただいております。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。23日の結果を見て措置を決めるということでございますので、町民の信頼回復のため、判決が出た後の迅速で適切な対応を強く要望しまして、次の質問に入らせていただきます。

質問の2番目です。8月豪雨での各区からの要望に対する対応についてですが、9月定例議会の一般質問したことに関連しますが、今年8月14日から15日にかけて、前線に伴う線状降水帯に似た現象が多賀町にも停滞し、消防団にも招集がありました。私も活動に参加しながら、いろいろな現場に遭遇いたしました。生活に直結する町道等の土砂の撤去等10か所は、9月議会最終日に補正予算が提出され可決し、既に復旧が進んでいるとは思いますが、今回の豪雨により各字からも多くの要望事項が区長から出ていると思います。その要望に対して、担当課での件数とその要望に対する町の対応、検討状況をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 神細工議員のご質問にお答えをいたします。

さきの豪雨により、総務課からは各区長様に、豪雨時に警戒すべき谷とか水路等の危険と思われる箇所や、豪雨により想定外の事象が起こった箇所、またそのほか豪雨後の要望などについて調査をさせていただきました。その結果、18集落1団体から、45件の要望や報告、意見が出されております。そのうち多くは土木的な要望でございます。42件、そのほか避難所の体制について3件のご意見を頂いております。土木的な要望につきましては、地域整備課、産業環境課共、情報を共有し今後対応していくこととなりますが、後ほど答弁もさせていただきます。

そのうち総務課が所管いたします避難所の開設に関するご意見、ご要望でございますが、季節が夏場でございますので、扇風機が少ないというご意見、指定した避難所には事前に物資の備蓄をすべき、またテレビがあると情報収集がしやすいなどのご意見を頂戴しております。これらのご意見を参考に、今後の避難所の開設について配慮させて

いただきたいと考えております。

今回の豪雨により、多賀町内で54世帯68名の方が6か所の避難所に避難されました。今回のように一晩という短期間での避難では多少の不便は我慢していただけることも、長期間に及ぶ避難となりますと我慢しきれない事柄も多くあろうかと思えます。また、今後、台風の大型化や集中的な豪雨の頻発など、避難指示の発令が多くなることも想定されます。

引き続き頂戴したご意見を基に、避難所のあり方について総務課として検討し、安心して避難できる体制を構築してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 続きまして、地域整備課所管についてお答えいたします。

ご質問の中にごございました8月の豪雨により被災いたしました土木関係施設の復旧につきましては、10か所中8か所の工事が完了しております。未竣工の2か所につきましても、近日中に着手予定となっております箇所と、応急復旧が完了しており、本復旧工事について近日中に契約を締結する予定としております。

ご質問の8月豪雨以降に各集落等から寄せられました雨水対策ならびに被災箇所の復旧に関するご要望のうち、地域整備課でお受けいたしました件数は12件であり、更に内訳として町対応が6件、湖東土木事務所対応が6件となっております。

町対応の6件につきましては、1件は冒頭にご説明いたしました本復旧工事で対応し、1件は補修工事として今年度施工する見込みです。それ以外の4件につきましては、現場確認後、区との協議を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 引き続き、産業環境課所管についてお答えいたします。

8月の豪雨による要望件数といたしましては、6集落から6件の要望を受けております。内容といたしましては、保安林内において発生した大水の影響で町道に土砂が流れ込み、車両等の通行に支障が生じたことによる谷止め工などの治山事業の実施要望をはじめ、ため池の排水機能低下から生じた越水による民地への被害に対するため池の改修等の要望を頂いております。また、蓋がけをしている水路の上を一度に大量の流水が生じたことによる山腹の崩壊、および獣害柵の破損などの被害に対する要望などとなっております。

いずれの要望事項に対しましても、現地確認を行うとともに、県や地元と協議を行い、県事業で今後実施するものや、町のメニューとして集落に対し検討を依頼するなどの対応をいたしております。

今後もしめ細かな対応に取り組んでいきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。45件の要望が出たということで、総務課所管で避難所に対する要望ということで、避難所に物資がないというのは非常に問題なことだと私も思いますので、避難、今回の場合1日で済みましたけども、日にかかると場合には物資を速やかに搬送するようなシステムの構築を進めていただきたいと思います。

それと、地域整備課所管で区から12件の要望があり、町対応が6件の県が6件ということでしたけども、各区と協議しているということですが、回答が行ってない区というか、連絡の行ってない要望というのはないということでしょうか。地域整備課所管ならびに産業環境課所管、どちらにおいても何らかの回答はその区に返ってるという認識でしょうか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域整備課の方で町としてお受けいたしました6件につきましては、現場の確認をさせていただいております。そのうちもう既に着手していた箇所も、先ほど申し上げましたようにありまして、それらにつきましては、今、工法を検討しております。場合によっては地元負担が発生する工法になる場合もございます。その辺も含めまして、やはり地元の出資が必要になるということになりますと金額等もありますし、できるだけ工法的にも安く抑えられる方がいいということで、我々も内容を検討している最中でありまして、正式なご回答というまでは至っておりません。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

産業環境課所管の6集落6件につきましては、現地確認等を行い、先ほど答弁させていただきましたけども、現地立会を行い、区の区長はじめ役員の方々に対しまして対応をどのように今後進めていくのか、先ほど地域整備課長の方も話がありましたけども、地元負担というのは伴う場合もございますので、その辺も慎重に見極めながら対応してまいりたいということを伝えてある現場がありますし、また今年度、対応させていただく現場も残っております。以上でございます。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今の回答ですと、区に対してまだはっきりした回答ができてない案件もあるというふうに受け止めました。私も区長を何回かやらせてもらってますけども、各区では要望の内容を区民に話されていると思います。町の対応が示されない限り、区長は結果を区民に知らせることができないので、出た要望に対しては対応を確実にフィードバックしていただければと思います。この豪

雨とかそういうものではなく、日頃一般的に出てくる要望等もあると思いますので、それに対しても、その要望に対してはこういう対応をするといったはっきりしたフィードバックを今後していただきたいと思います。その点、よろしく願いいたします。一応、回答をお願いします。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質疑に対してお答えをさせていただきます。

地域整備課には、年間、土木要望としまして、今の大雨豪雨等にかかわらず要望を頂いております。なかなかその都度その都度のご回答という形じゃなく、ある程度まとめてご回答させていただいてるというような状況で、上半期、下半期に集約させていただきまして、区長の方にお答えをさせていただいております。県の方にもそのような形で報告をさせていただいているところですけども、今回の件につきましては非常に内容的にも緊急性が高いということもございますので、今、議員がおっしゃっていただきましたように、この6件、町でお聞きしました6件については、たちまち今の現状をお答えさせていただきたいと思っておりますし、そのほかの土木要望につきましては来年度実施できるとかできないとかいうこともございますので、ある程度その辺も整備しまして、次の役員に引き継いでいただけるように回答していきたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

要望を頂きますと、当然、文書なりまた現地で、役員、区長はじめ調整させていただくことがございます。その中でできているものとできていないもの、過去を振り返れば出てくるかも分かりませんが、今、質問いただきましたフィードバックという形で、再度、周知の方をしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。区民からの要望に対して動くというのが区長の仕事でして、回答がないというのは非常に区長も困られると思いますので、その点よろしく願いをいたします。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスのワクチンのブースター接種についてですけども、厚生労働省は9月17日、ブースター接種と呼ばれる新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を認めることを決めたとあります。早ければ、医療従事者には12月から実施ということが報じられています。当町におけるブースター接種の方向性と今後の予定についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 神細工議員からのご質問、新型コロナウイルスワクチンのブースター接種についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、11月15日に開催された厚生労働省のワクチン分科会を踏まえ、11月16日に厚生労働省より新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を追加接種として迅速に行うための体制整備の検討に入るよう事務連絡がございました。国による全国自治体向けの新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保についての説明会や、県による各市町担当者向けの説明会も開催され、現在、当町におきましては、その内容を確認しながら、1回目、2回目と同様、集団接種の会場を設け、追加接種を実施していく方向で具体的な準備を進めているところでございます。

追加接種の対象者につきましては、現時点では2回目の初回接種の完了から原則8か月以上経過した18歳以上の全ての住民としております。医療従事者等は勤務先の医療機関や彦根市立病院で令和4年2月上旬から接種が開始、当町における高齢者につきましては令和4年2月末から、その他の年齢の対象者には4月下旬から接種が開始できるよう、現在、従事していただく医師や看護師の調整や接種券の配送、ワクチンの配給要望やその他接種体制確保に取り組んでおります。

接種券につきましては、先行接種された医療従事者等109人には、既に11月29日に発送を済ませました。今後、高齢者2,382人については令和4年1月末に、その他の年齢の対象の方、こちらについては2回目接種を終えた3,547人から18歳未満を除いた3,201人の方には3月末に発送する予定であります。ただし、対象者や対象年齢および2回目からの接種の期間については現時点での状況ですので、国の方針により今後変更となる可能性もありますので、ご了承ください。

当町における集団接種会場は、1回目、2回目と同じく多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷で計画しており、今までの接種の経験を踏まえ、予約方法や接種当日の運営についてなど、改善できる点がないか、また安全に確実にかつ迅速に接種ができるよう検討を重ね準備を進めてまいりたいと考えております。住民の皆様には、準備ができ次第、個別通知をはじめ、広報やホームページ、有線放送などでも周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。東京の方では、もう既に医療従事者の接種は始まっているという状況ですけれども、多賀町については2月下旬から医療従事者と高齢者共に接種開始ということですが、今回ブースター接種するワクチンのメーカーはどこでしょうか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在は薬事承認されているファイザー社製のワクチンを使用することとなっておりますが、モデルナ製ワクチンの方につきましても11月10日に薬事申請がされております。

して、今、審査の結果待ちとなっております。国の方からは、交互相種が今回認められておりますので、もし接種が今、議論されております6か月とか期間が早まるようなことがあれば、ワクチンが確保できるものから接種をするというようなことも考えていかなければならないというふうに、今、検討しているところでございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。ファイザー製で考えてますが、入手の加減というか、それにおいてはモデルナ製の可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 現時点では、国の方からモデルナとファイザーとの配給予定が、モデルナ4、ファイザー6という割合で各自治体の方に配給をする予定というふうに情報が来ております。多賀町がどういう形で接種をしていくかにつきましてはワクチンの供給状況によりますので、今現時点でははっきりしたお答えができかねますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。ファイザー6、モデルナ4の割合ということで。基本的に2回接種後8か月となっておりますけども、各種接種者層において一括の送付と受け取りましたが、その辺、6か月接種も認められていますけども、この接種間隔に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

現在の接種期間につきましては、ただいま私どもの方に国の方から通知が来ておりますのは、6か月にする前倒しの条件につきましては、医療機関や高齢者施設などクラスターが発生しているときなど非常に特殊な状況の場合には、国と相談した上で前倒しが可能という時点での通知となっております。今のこの週末等、いろいろ議論が行われて状況が動いているような様子ですので、私ども、また国や県の指導の下、今後のことを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。一部の報道では、医療従事者の優先接種よりも免疫がつきにくく、免疫の減衰速度が速い高齢者から優先すべきとの指摘もありますが、その点はいかがでしょう。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 質問にお答えします。

多賀町におきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、医療従事者につきましても高齢者につきましても2月から接種が可能という形で準備を今しておりますので、もちろんおっしゃるとおり高齢者の方が優先というお声もあるかとは思いますが、事実

上は差がそれほどないという状況で準備をしておるところでございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。同時期からの開始ということで、了解いたしました。最近では、新変異株のオミクロン株の感染がヨーロッパ各地で確認され始め、現在では日本でも2名の確認がされています。昨日現在で45か国で感染が報告されているということで、1週間余りで爆発的に感染が広がっております。このワクチンの有効性についても疑問が投げかけられています。その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 質問にお答えさせていただきます。

変異株のオミクロン株については感染力が強いということで、今回のワクチンについての有効性についてはまた研究途上ということで、私どもの方も国の方から科学的な見地を踏まえた情報を入手した上で、国の指示の下に接種をしていくしかございませんので、そこら辺は必要な情報、正しい情報、住民が安心して接種していただけるような情報を住民の皆さんに届けるということを役割としまして、今後のことをまた計画していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（竹内薫君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。最新の情報を入手し、適切に対応を臨機応変にしていただきたいと思います。町民の皆さんも収束に向かっていたと考えていたと思いますので、最善の感染防止対策を期待いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（竹内薫君） 次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番の近藤勇でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

私、本日は1点質問をさせていただきます。コロナ禍での米価下落に対する支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染の猛威は、先ほど来話がありますように、本通告書を提出する時点で全国で172万4,718人、滋賀県で1万2,441人で、本町でも30人の方が発症されています。この間、本町では福祉保健課を中心に、日々、新型コロナワクチン接種に尽力され、接種率は65歳以上の1回目は94.88%、2回目は94.41%であり、また65歳未満の1回目は88.37%、2回目は87.67%、合わせた全体で1回目は90.8%、2回目は90.23%と高い接種率で、その効果もあり、9月15日以降、本町では感染されている方はおられません。本当にありがとうございました。行政の努力はもとより、住民の皆さんのご理解とご協力のたまものであり、

心より敬意、感謝を申し上げますとともに、今般では猛威を逸し、全国的にも感染者は減少傾向ではありますが、収束したわけではなく、第6波が懸念される中、気を緩めず引き続き感染対策をお願いするところでございます。

一方、全国では2020年1月に初めて感染者が確認され、今日に至るまでの間、感染拡大対策として、時に学校においては休業、企業においてはテレワークでの在宅勤務、また外食の規制などが長く続き、主食である米の需要が減少しております。東びわこ農業協同組合の買取り価格は10月時点で令和2年産米と比較して1俵当たりコシヒカリで1,700円の減、キヌヒカリで2,500円の減、みずかがみで2,200円の減と大きく下落し、農業者への影響は大なるものでございます。

このような状況の中、農業者のほかの事業者に対しましては、本町では滋賀県事業継続支援金に酒類販売業者に10万円、中小企業、個人事業主を問わず、その他の事業者には5万円を上乗せして給付する支援が行われております。

農業者も前に述べましたとおり、コロナ禍で大きな影響を受けています。離農が進む中でも、本町の農業を守り、米づくりに取り組んでおられる農業者の意欲の減退を少しでも抑え、引き続き営農していただけるために支援が必要と考えます。次の点について質問をさせていただきます。

1点、コロナ禍における米価下落に対する支援の考えは、どのように考えておられますか。よろしく願いをいたします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員のコロナ禍での米価下落に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

コロナ禍での米価下落に関しましては、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により外食需要が大きく減少し、米の需要が減退したことから米価が下落しており、全国的に深刻な問題となっております。また、米価の下落に加え、原料の国際市場の影響により肥料価格が高騰していることから、農家の皆様にはさらなる負担がかかり、大変ご苦勞を頂いているものと認識しております。

現在、このような事態を受け、国ではコロナ禍の影響による米の需要減に相当する量に対し、特別枠を設けて、保管や販売促進等の支援を行い、当面の需要を安定化させる等の対策が予定されております。また、滋賀県が実施しております事業継続支援金および本町の上乗せ制度におきましても、要件を満たす農業者に対して交付される制度となっております。

本町農業行政といたしましては、これらの対策を見守るとともに、近隣の市町やJAをはじめとする関係機関とも情報を共有しながら、情報の見極めで判断をいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私も、今の話は新聞やチラシ、テレビで十分認識をしております。農家の方も認識をしておられるとっております。私はそんな回答を得たくて質問させてもらってるわけではございません。先ほど申しましたように、多賀町では観光支援金の交付金やとか、高取山のふれあい公園の支援金、補正で先般も組まれました。地方創生臨時交付金の活用方法についてお伺いしたいのが私の本心でございます。先ほど申しましたように、農家は本当に苦勞しておられます。飯尾課長にもう一度質問させていただきますが、どれだけの農家の方がどれだけの袋を精米として拋出されたか確認をさせてください。よろしく申し上げます。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

多賀町から東びわこへの販売農家の件数といたしまして、また袋数につきましてお答えさせていただきます。160件で1万7,086袋、これは30kgでございます。8,543俵となっております。令和3年の10月11日現在の数でございます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。私が聞いております農家と出荷個数でございますけれども、190人農家がおられて、約2万袋が拋出されてるというふうに確認をさせていただいております。先ほど申しましたように、農家はこの9月に米が取れた、10月に米が取れたということで、9月に出荷した、あるいは10月に出荷したという状態も私も認識をしておりますが、この米を取るために、去年の11月から皆さん、田んぼの準備をしておられます。もう来年の米を取るために、私もこの11月から令和4年米の米を取らんなんと思っております。この間から田んぼのすき込みや肥料をやり、本当に皆さん、農家の方はご苦勞しておられるのが、もう目の当たりに見えております。そのように1年かかって米がやっと取れた、昔のように政府米で出せということで農協の方に拋出をした、その米が1年かかってやっと取れたときに、1袋1,000円下がりました、1,500円下がりました、そのことが本当に米を買い取る政府としていいのかということを確認をしたいんです。

そういう中で、国の方針までを町の課長に回答してくれということは思っておりませんが、そのようになったときに、先ほど私言いましたように、お酒を販売している方には1軒に、本当に酒が売れへんから10万円県の部分に上乘せしよう、そして中小企業の方には5万円を上乘せしようということで、町独自の支援金を考えていただいております。その中で農家には何を考えていただいたとえば、先般、大型機械の導入に1軒に1台200万円の補助をしましょう、交付しましょうと、来年度に向かってまた何軒かの確保をしましょうということで確保をさせていただいております。米の生産農家は本当に苦勞しております。人参、そば、大豆、多賀のブランド品ということで種子代の補助もしていただきました。本当に喜んでおります。そういう中で、米を主とし

て作っておられる方、私もそうですし、副町長も多分、米だけしか作っておられません。そのような中で、私や副町長の数は知れてると思います。それを先ほど申しましたように、約2万袋が出たあるんやと、そこで1,000円、1,500円下がったあんねやと、ほんなら1袋に1,000円してもらったら2,000万円です。2,000万円の補正を私、今、組んでくれというような話は毛頭させてもらうつもりはございません。それを例えば、農家も本当に苦勞してるんやな、酒屋が酒が売れへんで苦勞してはる、ここらの商店街が何やら売れへんで苦勞してはる、同じように米を売っておられる方も苦勞しておられます。その辺を考えていただいて、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

農家の方、お米を作っておられる方全員ではないんですけども、担い手農家といわれる大きい農家とか、個人でもある程度所得のある方に対しましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、滋賀県の事業継続支援金、それに対して町も上乘せするというような制度もあります。そして、先ほどの答弁の最後の方で話しましたが、やはり近隣の市町の状況、また関係機関との情報も共有しながらの見極めで今後判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） もうこの話をしてても、キャッチボールでひとつも進みません。私が言ってるのは、大型農家は助けてます。その話を今してるのと違います。米を政府米として抛出された方、1袋が1,000円下がったたら、1袋しか出しておられへん方、1万袋出しておられる方、みんな一緒です。何やったら田んぼにぺんぺん草生やさへんように、せっかくほ場整備していただいて立派な田になったところに草を生やさないように農業に取り組んでおられます。そこへの補償はないんですか、補てんはないんですか、支援金はないんですかということを探ねてるんです。次回、本当に私こうなれば、1,000万円の補正してくださいという話をしたくなります、今のような回答であれば。そのような気持ちで、みんな農業は、本当にこの田んぼ、先祖代々引き継いだ田んぼを草を生やさないように何とかしてこの地を守りたいということで、我々は野菜を作ったり、そこへは関与できないから、何とかして手間の省ける米で行こうやないかと、いうてる米しか作ってない私が駄目なのかもわかりませんが、本当にそうして米を作っておられる方が私の久徳にもたくさんおられます。町内は先ほど言いましたように、農協へ出しておられる方は190軒もあります。そのようなところに何とかして補償ができひんのか。先ほど、大型農家にはこの事業の継続の給付金で補てんしてますという話ですけども、そんな話を聞いてんのと違うんですわ。小型、中型、その農家は全然何の対象にもならないんですか。そこを探ねたいんです。大型農家は、先ほど私言いましたように、大型機械の購入で今年度7台の機械の購入を給付していただきました。中小零細の農家も同じように機械を買ってます。集約ができてません。ですか

ら、各戸が機械をかうてます。昔のように鎌と鋤と鍬で農業ができれば、もう1俵10万円、あるいは20万円でかうてもうても、よう売りませんというような米を作らんなん状況です。そやけども、それをしてられないがために、今、機械をみんな導入しております。そのような中で、大型農家であれ小型農家であれ、同じ投資をしてる、そして同じように田んぼを守ってる、そのようなことを理解していただけるのであればもう少し前向きな回答がいただけるのかなというふうに思いますので、再度、回答をお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたしたいと思います。

農家の方にとっては、1年間の経費、それがこの米の販売のときに清算になるということでございます。1年間のご苦勞が米価に期待を寄せておられるということは十分承知をいたしております。

先日の衆議院選挙におきまして、自民党の公約にも、この米価下落に対する問題も出ておりました。それを受けて、この国での補正予算の中にもそういう対策は盛り込んでおられます。私ども、決して何もしないというものではないと考えておきまして、この補正予算の中身がもう少し具体性を帯びてきたというのも、やはり注視をしていかなければならないし、いわゆるコロナの感染症で影響を受けた方々に対しての支援につきましても、地方創生臨時交付金を活用して様々な政策を行ってきました。私も、これは同様にこういう問題についてもそういう交付金が活用できればそれに越したことはない、そうすべきだろうなと思っておりますけれども、ただ、今、補正予算の内容がなかなか見えてこない中であって、はっきりと今、じゃあこうしますという回答は持っておりませんが、そうした交付金の活用等も可能であれば、またいろいろと考えていかなければならないということになるろうかと思っております。今この時点で明快な回答はできませんけれども、頭の中にはそういう考えもあるということでご理解を頂いていきたいと、お願いをしたいというふうに思っております。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。先ほど私ちらっと申しましたけれども、国の方針、あるいは県の方針、それは先ほど申しましたように、新聞、テレビ、雑誌等々で報道されております。今、副町長から話がありましたように、国の補正の中でも、今日からか、国の臨時国会が開かれております。その中で補正の問題は多分出てくると思っておりますけれども、以前から米価下落に対する云々という話はちらちら出とったんですけれども、昨日、おとといぐらいからはもうその米価の下落の話はどこかへ消えたるような感じで、今一番大きく話題になったのは文通費の100万円というような話が話題であろうかと思っております。やはり、先ほど私、声を荒げて申しましたけれども、農家はいつも町長の話にございます、多賀は商業、農業、林業。農業はどこへ行ってしもうたんですかということをおは常々話をさせていただいております。その辺のことを踏まえて本当に

お願いをしたいと。

それと、先ほど課長から話がありました。私ここに持ってありますけれども、「農家組合員の皆さんへ、米価下落、肥料、農薬の価格高騰に対するＪＡ東びわこの取組について」、こんなチラシが先般、各農家に配られました。表に何が書いてあるかいうたら、米の値は下がりましたと、その下がりを防ぐために何とかして、ならし対策やとか収入補てん、そういう補てんもあるけれども、何とかして農協がたとえ１袋でも高く売りたいということが書いてあるけれども、先ほど申しましたように１袋１，０００何ぼの下落やと。そして、この裏面を見ますと、追い打ちをかけるように肥料、農薬の高騰が発表されました。中国の国内需要優先による原料高騰、原油高騰が主な原因とされますが、主要肥料である約２割の高騰が見込まれ、化学肥料１本当たり４００円から６００円近く値上げが予想されています。どこまで農家を苦しめたら気が済むねんというのが私の気持ちでございます。米の値は１年かかって米を一生懸命作ったのに値が下がってもしゃあない、肥料は高くつく、ほんなら肥料をやらんと無農薬でやったらええやんかと言われるか分かりませんが、やはり元肥は必要でございます。そのようなチラシがいつも簡単にＪＡから出てます。産業環境課と調整をしていただいて、こうこうこういうような状態になるけれども、皆さん、農家の方、理解できますか、理解してもらえますかというような話の１つもしていただきたい、そのようなのが私の本心でございます。

私は、本当にここで農業、農業、農業という話を今までから多々させていただきましたけれども、それは何や言うたら、町長がいつも農業、商業、林業という話を、町の企業はそれやという話をしておられますから、それですから私は農業の話をさせてほしい。林業の話も聞いております。商業の話も聞いております。農業も米を作って米を売る、そこで収支黒になって税金は納めさせてもらえるんやというのが、農家の本当の農業の姿であろうと思っております。私は３反か５反の百姓をしておりますので、いつもここへ確定申告を寄せていただきますと、赤字、赤字、赤字で毎年この議員報酬から引かれた税金は還付してもらえそうでございます。そのような農業なんです。ですから、その農業に対してもっと前向きに取り組んでほしいというのが私の気持ちでございます。最後に、町長、「ふんふん」というて言うてくれはりますので、町の考え方をお聞かせいただいて私の質問を終わらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。近藤議員おっしゃるとおりであると思っております。今回、今年度予算で２００万円、大型。小規模の農家でもこれから農業を続けていってもらおう、制約もありますけど２００万円の助成事業も実施させていただきました。本当に多賀町の農地、耕作放棄地を出さない、そして美田を残す。やはりそのことが多賀町にとって大きな魅力につながってるものと

思っておりますし、そのような美田を残す、広がる、そのようなまちが、これからも多賀町に住んでもらえる、住み続けたいと言ってもらえるような農業づくりをしなければならぬと思っております。また、農地は最近大きな水害等が発生しておりますので、住民の皆さんの大きな災害があったときに命を守るのが農地、遊水池的な機能も農地は発揮をしますので、そういうような意味からしてもしっかりと町として、近藤議員も言われましたように、商業、林業、そして農業としっかり、そして農地を守っていかねばならないと思っておりますので、この周辺市町とともに、やはりこの農地を守ってもらう、そして小規模農業者、大きな農業者にかかわらず、農地を守っていただける皆さんへの支援も、当然、副町長も申しあげましたように、今回、創生臨時交付金を活用できるのであれば、早速、市町と連携して助成の取組ができるよう私も努力してまいりたいと思っております。近藤議員、これからも農業のために熱く語っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。何か最後、私の気持ちをくすぐるような町長の発言でございましたけれども、私は本当に先ほど来もう熱くなってカッカカッカしながら話をさせていただいておりますけれども、町長が当初申されました選挙の公約、私も同じように、「子どもからお年寄りまでが住んでみたいまち、住み続けたいまち、住んで良かったまち」というのを、私、この名刺の裏に自分で印刷をさせていただきました。何か言うたら、農業も林業も商業も一緒やと思います。若いお母さん、お父さん方が子どもを育て、「多賀で住んで良かったな」、そしてそれが中年になって、「ああ、ここへ住み続けたいな」、最後、我々の年代、我々より高齢の方が、「ああ、本当にこの多賀で住んで良かったな」と思われる多賀でありたいというのが私の気持ちでございます。

そのような中で先ほど来申しておりますように、多賀が商業と林業だけであれば、こんな熱く話をさせてもらう必要もございません。昔から話しされておりますように、農業が多賀町の大きな産業であったという認識を私はしております。その中で、現在、多くの分譲がされ、宅地造成がされ、多くの田畑がなくなってまいりました。私、今、理事をさせていただいております芹川沿岸土地改良区の水田面積も、彦根が大半でございますけれども、昔のことから思えばもう半分になりました。その半分の面積を守っている農家、それは1反の田んぼであれ10町歩の田んぼであれ、同じように守っている。そして、先ほど町長がおっしゃったように、治水、保水という役割を果たしているのも田畑であるという認識をしております。

ですから、本当に何とかして、この1年、今までから米価は下がっております。私どもの子どもの頃は1俵2万円、2万2,000円という話がありました。今は1俵1万円そこそこという値段でございます。私らは親父が米を作りながら、農家で農業で私を大きくしてくれました。そのような時代がいつか来るのかなと思いつつながら農業に取り

組んでおりましたけれども、まあ一向に来そうにございません。その中で、先ほど冒頭でお話ししましたように、1年かかって作った米が、「わあえらいこっちゃ、黙ってる間に1,000円、1,500円下がったな」というのが、本当にそれでええんやろうかということで、もう私は熱く自分の気持ちだけで話をさせていただきましたけれども、3町と連携を取り、あるいは彦根市と連携を取りながら対応を考えていくということでもございますけれども、「ああ、多賀は進んだまちやったな」、「もう多賀はほんまに隣もあるけれども、多賀は対応したで」と言うてほしいなという淡い希望と言うたら怒られますけれども、そのような希望を持って私が一般質問させていただいたということをご理解いただいて取り組んでいただきたい。

それと副町長が先ほど申されましたように、地方創生臨時交付金が今のコロナ、コロナ、コロナで対応する交付金、その中であれば、コロナで米価も下がったんやという解釈が何でできないんやろうなど。国の対策がそうなんか、国から県を通じ町へ下りてくる中で、使途はこれだけですよという使用目的を定められれば、それを逸脱した法律を脱したようなことはできないというのも私も十分理解しております。その中で何とかして、先ほど申しましたように、米の消費量が落ちたから米価が下がった、国の保有量が相当量になったさかいに米価が下がったということですけども、次に食糧危機が出たときにどこに頼るかいうたら米やと思っております。私はそういうような気持ちで、今、一生懸命米を作っておりますので、そのような認識をしていただいて、今後も私の意に沿うと言うたら怒られますけれども、私が今質問をさせていただきましたことに町挙げて取り組んでいただければありがたいと思います。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。どうか前向きに取り組んでいただくようによろしく願いをいたします。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩をします。

議場の時計で10時55分再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、大橋富造議員の質問を許します。

8番、大橋富造議員。

〔8番議員 大橋富造君 登壇〕

○8番（大橋富造君） 8番、大橋富造でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、私はこの12月定例会におきまして2項目の質問をさせていただきます。

まずはじめに、手話通訳者の採用についての質問をいたします。役場への問合せは、窓口が電話、ホームページからが主な方法かと思えます。聾者の方が問合せをする場合は、窓口なら筆談、通信であればホームページかファックスが想定されますが、その手

段を利用する機器を持っていないことも考えられます。当町にはいろいろと該当する方もおられるとは思いますが。

役場主催のイベントをはじめ、式典に参加、出席しても、手話通訳がないのであれば内容が伝わることなく終わってしまいます。コロナ禍により町行事も制限されているために、このような手話通訳の機会が少ないが、今後の町民サービスの概念からも手話通訳者を本採用することはどうでしょうか。今日まで数回、外部の要請によって来ていただいたこともあります。常に来ていただけるような状況でもないと思います。十分このことについては承知の上の質問となりますけれども、改めて窓口の対応、各種団体のイベントや式典の参加や、専門分野で正職員としての活躍方法や知識を広めることが想定できます。

我々も議会での年4回の定例会、臨時議会、一般質問、予算特別委員会などのインターネットライブの配信を行う場合など、手話を通じて最も効果を出しやすい手段にもなります。議会も本格的なライブ配信に至るまでにまだまだ日々がかかる課題ではございますけれども、見える化を目指して、今まで以上の改革を推し進めていきたいと思えます。

まず、手話通訳者は現段階で町職員として在籍されているのか。在籍をされている場合は何名ぐらいおられるのか。臨時職員、または任用職員として採用されているのか、いずれも該当する手話通訳者は在籍していると思いませんけれども、このような状況については一度その辺の答えを引き出していきたいと思えます。今後どのような考えを持って手話通訳者の採用について対応されていかれるのか、この辺、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 大橋議員のご質問にお答えします。

ご質問の聾者の方を含む聴覚障害をお持ちの方々への対応につきましては、議員がおっしゃるように筆談やファックス、ホームページなど、文字を主体にコミュニケーションを図っているのが現状であります。過去、多賀町主催の町民の集いでは、手話通訳の方に来ていただいて、聴覚に障がいをお持ちの方への配慮もさせていただいてきたところではありますが、多くのイベントや式典などにおきましては手話通訳の方をお願いした実績はほとんどないような状況でございます。

議員ご質問の町職員の中に手話通訳者が在籍してるかにつきましては、手話通訳者として何らかの認定を受けられた職員はおりません。ただ、自らのスキルアップのために手話を学ばれ仕事に活用しようという職員は、数は少ないではありますが、おることは確かであります。

今後の方向性についてであります。改正障害者基本法におきまして言語には手話も含まれると規定され、可能な限り意思疎通や情報収集のための手段について選択の機会

が確保、拡大が図られ、障がいをお持ちの方の自立および社会参加の支援のための施策を推進することが求められております。

しかしながら、障がいをお持ちの方への対応につきましては、単に手話通訳者が在籍していたら全て満足できるものでもございません。多賀町におきましても、聴覚障害だけを見ても、聾者の方だけに限らず、高齢で耳が聞こえなくなった方がもうたくさんおられます。そのような社会的弱者の全ての方々に十分に行政サービスが届くよう努力してまいり必要性は認識しております。しかし、現時点での手話通訳者に限定した職員の採用につきましては、まだ今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） ありがとうございます。まず想像しておりましたように、結果的には手話通訳という認定された職員はおられないと、今、聞きました。後ほど、1市4町の中ではおられるのかどうか、こういうような状況も一応報告をしていただきたいと思います。今現在、この手話通訳が認定されている人数は全国で三千四百数名の方が対応されております。これは一応認定された方ですけれども、非常に少ない過程の中の方ですけれども、先ほど町長の方から、イベントとかいろんな事業に対して2、3回呼んで一緒にやられたというようなことも今お聞きしましたけれども、問題はこういった類いについては1つの提言として受け止めていただきたいと思いますけれども、やはりこういうような状況の時代ですので、自己啓発を進めていく中におきましても、町費で福祉保健課の正職員の方、その方を中心に、試験の手数料が2万2,000円でいけます。それも学科試験と実技と、そして通訳に対する心得の部分を含めても、ごく少額の金額で対応できます。そういう方がおられれば、本当に心強い状況が生まれてくるんじゃないかなというふうに思います。

特に福祉保健課長の方にお聞きしますけれども、そういうような形について、職員に対して自己啓発させるための1つの手段として、今日までいろんな外部のそういう必要になる勉強ならびに内容、そういうものは多分受けさせていただいていると思うんですけども、この辺はいかがな状況になっているのか、分かる範疇で結構ですので、令和に入ってからでも結構ですが、一度その辺、どういようなものを受けさせておられたんかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

手話を学ぶ機会につきましては、まずこの管内で彦根市と犬上郡、愛知郡4町におきまして、一般の住民も含めまして手話奉仕員養成講座という講座を設けております。こちらにつきましては受講料は無料で、受講料につきましては行政の方で支援をさせていただいているというような状況でございます。

今ご質問の職員に対しての研修についてはというご質問であります、私が課長にな

ってからは、大変お恥ずかしいですが、この研修について職員に受講させていることはございません。ただ、今申し上げました手話奉仕員養成講座につきましては、福祉保健課の職員ではございませんが、町職員の中に自ら自己研鑽という形でこの講座を受けていただきまして受講していただいている方がいるのは把握しております。現時点では以上でございます。

○議長（竹内薫君） 質問がまだ、1市4町に手話通訳される方はおられますか。
林課長。

○福祉保健課長（林優子君） 県の聴覚障害福祉協会というところに、先ほど大橋議員が言われた認定をされた手話通訳の方が登録をされていますが、この圏域に職員がおられるかどうかは、私、今の段階では把握できておりません。以上です。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） ありがとうございます。少し重なる部分があると思いますけれども、手話通訳士の状況は、厚生労働大臣が認定した社会福祉法人聴力障害者情報文化センターというところが実施されております。そこには、手話通訳技能認定試験、これは手話通訳士の試験ですけども、これに合格されて初めて手話通訳士としても登録を行えるものでありまして、これを用いることによりまして、手話を用いることによって、聴覚障害者と聴覚障害を持たない人とのコミュニケーションの仲介、もしくは伝達というものが図れるのを主としてなされたものでございます。

私は、民間でもいろんな職種に対していろんな資格を持たすというのは理念の一環でありまして、できるだけ定年退職に入ったときに、特に行政職の方なんかは本当のデスクワークの仕事は十分できますけれども、そういう技能を持たすというところはなかなか取り入れない部分もあると思うんです。そういったためにも、やはり行政のトップの町長はじめ関係する課長が、そういう日々のマネジメントの中において部下をどういうふうに育てていくんか、そしてどういような資格を持たすことが大事なのかというところが一番大きなキーポイントだと思うんです。それは、適材適所いろいろ内容は異なりますので、それなりの対応というのを考えなければなりませんけども、私はぜひともこの一般質問の中でさせていただいている1つの意図は、やはり行政職のトップは職員が資格の持てるような技能を十分身に付かすということを前提に置いた形を取っていくと同時に、町が今一番大事なものは何かいうたら、いろんな主業もこなすことはそれは当然ですけども、それ以外の部分としてそういう道筋もさせてやるというのは非常に大事なことだと思いますので、やっぱりその辺を総務課長、直々検討して立案して、そして課長会でいろんなことを年間スケジュールの中で決めていくというようなことを町長に申し上げるといふふうにしたシステムを作っていただければどうかなというふうに思っています。私も民間で四十数年来、仕事に入らせていただいてやりましたけども、いろんな職種に対して本当にモチベーションを上げていくために無作為で、現場の方を含めて事務所もそうですけれども、こういうような資格を取りたいというような要請がどん

どん来ていました。もちろん予算が限られた中ではございますけれども、現状にマッチした形の中ではどうすべきかというのは常にやっぱり考えていく1つの手段だと思いますので、どうか先ほどの中ではまだ検討してやろうという意気込みではないと思いますけれども、できる限りその辺のことを多賀町独自で手話通訳者の導入ということをごできればしていただき、普段何もなければ通常の業務に入っていけばいいわけですので、そういう資格を持てるような職員を育てるということを頭に入れた動きをしていただけないかなと思っております。これ以上くどいことを言うても致し方ない部分でございますけれども、近隣の試験場はありませんので、大阪まで行っていただく、もしくは東京まで行っていただくというような状況で、滋賀県にはそういうような学科試験ならびに実技試験という場所はありませんので、その辺も踏まえて対応していただければというふうに思っています。これに関しまして、町長、もう一度そういうような意図も含めて何か考えはないかどうか。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えといたしますか、手話は言語の1つであるということは、もう既に規定をされておりますので、議員おっしゃるようなことを今後考えていく、今後というか今までも考えていかなければならなかったのかもしれないかもしれませんが、ただ1つデータがございまして、厚生労働省が平成30年に出してるデータなんですけれども、手話を使われる方というのは65歳未満で25%程度、これが65歳以上になりますと4.3%でいきなりごそっと下がるわけでございますけれども、議員のおっしゃるように手話だけに焦点を当てて障がいのある方々に対応していくという行政じゃなくて、当然いろんな方がいらっしゃいます。その全てに対応できるような職員を育てていくと、そういうスキルアップを図っていくというのは、議員おっしゃるように非常に重要なことかと思っておりますので、そういう方向でもって考えていきたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） ありがとうございます。そういうような中で、今後スキルアップを図るための方策の一部として提案させていただきましたので、どうか今後の令和4年度の部分につきましても検討の余地があるという部分で、前へ進められていることはどんどん進めていただけるようお願いして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目の質問は、職員のテレワークの導入というような状況についてお伺いしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症予防対策の一環としてテレワークという働き方があります。厚生労働省によれば、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として在宅勤務などの方法が挙げられています。働き方改革が進められている中、例えば在宅勤務が可能となれば通勤する必要もなく、育児や自身の療養なども行うこともできます。町民あつての職員ではありますが、生産性の向上、よりよい人

材確保、離職防止、紙媒体を使用しないことから一段とペーパーレス化が進むことが言われております。

実施に当たっては、行政サービスの立場からは後退するようなことも想定できますが、これまで行っている業務に関して必ずしもデメリットばかりではありません。テレワークの効果は十分あります。主業務だけでなく、服務規程や勤怠管理などの制度をはじめ、端末など情報機器の事前準備、費用面の算定、情報セキュリティの対策、主業務を行う場合の具体的な方法や投資効果面、例えば何人なら在籍勤務が可能なのかというようなことを平時から使用できることは、災害の際には大きく発揮できると考えております。

今回経験している新型コロナウイルス感染者数が、本町の場合、統計を取りかけてから11月14日現在では30名と、県下で最少人数に抑えられたのは、町民の協力と感染対策の徹底、行政からの情報伝達など、いろいろ積み重なった対策の好結果がつながっていると私は考えております。人口減少社会において、これまでのように全てのサービスを提供することは年々厳しく、業務の選択と集中、更にまちとインフラの選択と集中までも考える必要があります。職員がインフルエンザや新型コロナウイルスなど大規模感染症が蔓延するようなとき、多数の職員が在宅で業務を続けることができ、業務の停滞が最小限に済むと思います。長期的な視点で考えますと、ワークライフバランスの面からも有用な働き方と思います。テレワークの導入に関しての町長の考え方についてお聞きいたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 大橋議員のご質問にお答えします。

ご質問のテレワークにつきましては、コロナ以前から、主にインターネットを介して業務を行うベンチャー企業やIT企業などが地方に事務所を開き、地方での生活を営みつつ企業活動を行うという新たな生活スタイルも生まれつつあったところではありますが、この度の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、その防止策として人と人との接触を減らすことが求められ、その1つの方法として自宅で仕事を行うというテレワークの導入機運は一気に広がったものと思います。

また国におきましては、働き方改革関連法の施行により、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革が進められ、働く人一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。さらに、今年9月には新たにデジタル庁が設立され、国、地方行政のIT化やデジタルトランスフォーメーションの推進により、国全体がデジタル化に向けてかじを切ったところでもあります。まさに議員がおっしゃるワークライフバランスの実現のための環境整備が着々と進められ、その1つの方策としてテレワークという働き方があると理解しているところでもあります。

行政機関においても、国や県などの住民の皆様と直接向き合っの業務が少ない機関につきましてはテレワークなどによる在宅勤務も可能かもしれませんし、実際に滋賀県

におきましてもコロナウイルス感染症の対策としてテレワークが実施され、今も実施されているところでもあります。日本が直面する少子・高齢化に伴う生産人口の減少、働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するために、このような環境はますます必要になってくると認識をしております。

しかしながら、それが直ちに私ども末端地方行政で実現できるかということについては、まだまだ疑問であると思います。多賀町におきましては、まさに行政サービスと呼ばれるように住民お一人お一人に直接向き合っただけの業務が中心にもなります。住民の方々との対面による言葉のやり取りこそが、それも大切であると思っております。ただ、時代は確実に議員がおっしゃる方向へ向かっているのも事実であります。また、役場の中にもテレワークの必要性を感じている職員もおります。多賀町におきましても、例えば育児休業制度を活用中の職員などが、仕事復帰に際してテレワークで業務復帰への習熟度を上げていくとか、けがなどで自宅療養が必要な職員が、自宅で業務を進められるというようなことも考えられます。

今後、この課題につきましては十分検討、協議するとともに、最も大切な行政サービスの質の低下が起こらないよう、そして住民の方の多くのご理解が得られる中で進めてまいることが必要であると考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） ありがとうございます。少し再質問をさせていただきたいと思っております。まず、ワークライフバランスという部分について、日本語でどういうことなのかというところからお話しさせていただきます。日本語では、生活と仕事の調和というふうに訳されております。これだけでは、なかなか解釈をするに当たっては様々であって、中には十分伝えることができない部分があるんですけれども、仕事と生活の時間比率をそろえることというように理解されている人が多いかもしれません。そういった状況の中で、テレワークの導入ということに、再三、今も町長の方からも言葉が出ておりましたけれども、このテレワークという部分については、テレとワークというふうに2つに分けて、テレというのは離れた場所、離れたところですね。ワークというのは働くこと、これが結びついてテレワークという部分で、情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことを示しております。それはもう当然、皆さん方は重々知っておられるとは思いますが、これからの部分について行政に聞かれる方もおられますので、一度改めてその辺のことも言うときたいと思っております。

先ほど、そういった中で町長の方から、そのテレワークをするに当たって男性の育児休業というものについて、それが活用できるような場を持てるような部分も出ておりましたし、必ずしも行政サービスが低下するという部分じゃなしに、メリットを高めていくためにも個人の研鑽を高めていくためにもこういうようなものは必要でないかなと。

そういった中で私がこの質問をさせていただく1つの疑問は、もしも災害が起こったときに、本当に初期の活動ができる分野として交通がいろんな部分で停滞する、もしくは

は遮断するというようなときがあったときに、今、多賀町の職員は多賀町在住の職員としては本当に少ないですね。他町、もしくは他市から来てる方が半分以上おられるんじゃないかなと思ってます。そういった中で、町長、副町長については、多賀町在住で生活させていただいてますので、即機敏な対応できるような部分ではございますけれども、中には大変遠いところから多賀町の役場の方に勤務されてる方もおられますし、ライフワークの中で交通渋滞になったときとかいろんな部分については、なかなかそこまで機動性が発揮できないという状況も出てくることも考えられます。そういったときに、やはりテレワークというものを大いに利用することによって、行政のサービスを低下させない方策を作っていくかというのが私の考えでございます。当然、皆さんそういうふうに思っておられるとは思いますが、そういうような状況の中におきまして、改めてもう一度その辺の活用内容について承知の上で聞いておりますけれども、総務課長の方にもう一遍対応を聞きます。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをいたします。

テレワークは離れたところで仕事をするということでございますが、今ほど議員がおっしゃってくれはった災害時につきましては、やっぱり行政職員としては基本的にはいち早く駆け付けるというのが大前提だと思っておりますので、テレワークで収まるというようなことはあまり想定できないのかとは思っておりますが、一方そういう働き方もあるということは事実でございます。役場で仕事ができないから家で仕事するという感覚ではなくて、やっぱり仕事の1つのやり方として自宅でやるとか、あるいはそういう事務所でやるというようなことで、少し考え方を変えていく転換期ではあるなということを感じております。先ほど町長が申されましたように、ただそれが直ちに多賀町役場で移行できるのかということについては、もうちょっと研究していく必要があるなということを感じております。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 今の報告の中で、役場で仕事ができないからじゃなしに、自分が役場へ来ようとも来られないという状況になったときにどうすべきかというふうに、僕は逆の部分言うてるわけですね。テレワークという部分についてやっていくというのは、通勤途上を1つ取ってみても、本来ならば20分、30分で来られるところが、交通事情の状況によったりいろんな部分が絡み合って本当に来られないというようなときに、そういうようなもんが通用できれば何も問題なく行政サービスもできるし、そして個人の状況についてもコミュニケーションを高める、職場の中でのコミュニケーションもできると思っておりますので、今、総務課長が言われた部分については逆の発想を私は考えての質問していますので、役場で仕事ができないからどうしようというんじゃなしに、自分が本来やりたい仕事やけども、そこまでたどり着けないといったときにこれを持ち込むというふうな考え方ですので、少し言葉のニュアンスが違いますけども、そ

ういうふうには私は思うてんですけど、いかがでしょう。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 今、議員がおっしゃる状態を想定すると、まず通信がいかれるんじゃないかということを考えますので、その災害時を前提にしたテレワークというのはあまり現実のものよりはちょっと遠いのかなと私どもは思っております。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） ありがとうございます。当然、想定できる分野についてはいろいろな形が出ますので、そういうふうに通信用がとん挫するというのも当然あり得る話です。しかしながら、そういったものは前提としてないという状況の中で私は質問させていただきましたので、そういうふうに言われてくると答えようがないんですけども、やはり在宅勤務の中で全く出社をしない状況の中でも実際には仕事にたどり着けるという分野については研究も重ねていただかなければなりませんけども、ここ数年の中ではどんどんそういう形が出てくると私自身も思うてますし、そうならないといかんと思いますので、行政の方につきましてもテレワークというものについて課員と十分相談させていただき、特に総務課長の方はイニシアチブを取っていただいて、多賀町行政の一番大きな担い手の中のかなめですので、責任は非常に重いと思っておりますので、その辺の考えをお願いしたいと思っております。

一応、大体の内容についてはお聞きさせていただいて、私もこの件については答えが全部引き出せるような部分ではありませんので、先ほどの聾者の部分と同じように1つの提案として言うてます。こんなもん一議員が言うて、最終的にどうなるという分野ではないと思えます。ただ、行政として町民の1つの形を位置付ける1つの大きな意味合いを持っておりますので、その辺を吟味していただきまして、今後の施策に生かさせていただけるように、互いに努力しながらコミュニケーションをつかんでいきたいと思っておりますので、どうかこれで断ち切るんじゃないしに、一生懸命お互いにより向上できる姿を見せつけできるように頑張りたいと思えます。その辺、よろしくをお願いしたいと思えます。これで一応終わらせていただきます。

○議長（竹内薫君） 次に、5番、松居亘議員の質問を許します。

5番、松居亘議員。

〔5番議員 松居亘君 登壇〕

○5番（松居亘君） 議長のお許しを頂きましたので、私はこの12月定例議会に当たりまして、通告書に従い2件について一般質問いたします。

最初にDXによる6町連携について各課長に伺います。

DX、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術の広がりによって人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることにより、世の中を便利で快適にすることです。2004年にスウェーデンの大学の教授により提唱された概念で、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくというものでございます。2

018年には経済産業省が日本企業向けにDXレポートを公表しております。また、本年10月27日に愛荘町のハーティセンター秦荘で県内の6町が集まってDXを連携して推進しようと、県町村会自治体DX戦略会議の設立総会がありました。あくる日の中日新聞にも大きく紙面が取られておりました。

以上の状況を踏まえまして、次のことについて伺います。

1つ目、県町村会自治体DX戦略会議設立に至った経緯、目的、運営経費、今後の推進の仕方等につきまして。

2つ目、これまでに多額の投資、維持管理を行ってきた6町クラウドとの関係、6町クラウドの位置付け、6町クラウドの存続はどのようになっていますか。

3つ目、DXが住民生活にもたらす恩恵はどのように考えられますか。

4つ目、DXを推進するには、デジタル領域に精通し、率先して事業を変革できる知見、スキルを所持している専門人材の育成が不可欠と言われていますが、この人材の育成についてどのように取り組んでいきますか。

5つ目、DX推進により発生する経費はどれぐらい見込まれますか。

6つ目、DX推進に対する国および県等の補助はありますか。

7つ目、滋賀銀行とのアドバイザー協定の内容は。

以上、7点についてお答えをお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 松居議員のご質問にお答えいたします。

この後の答弁におきましては、デジタルトランスフォーメーションをDXと表現させていただきますので、ご了承の方をお願いいたします。

まず1点目の県町村会自治体DX戦略会議を設立するに至った経緯、目的、運営経費、今後の推進の仕方などについてであります。経緯といたしましては、国における自治体DX推進計画では、令和8年度には住民基本台帳、介護福祉などをはじめとする基幹系17業務のシステムを全国で標準化、共通化することが示されております。この17業務は、現在、6町クラウドで取り扱う50業務に含まれるものであり、また6町クラウドの契約期間が令和7年度で満了することを踏まえ、6町間での整合を図り、円滑に取組を進めることが必要と考え設立に至っております。また、この背景には、人口減少社会の進展、コロナ禍で見たデジタル改革などの課題があり、一地方自治体ではなく広域で取り組むことがより広い視野で効果的であるものとの考えも意図されているところでございます。

目的といたしましては、デジタル改革に関する情報を集める機会、連携による課題の解決を議論する機会づくりを第一とし、行政の業務改善、住民サービスの利便性の向上につながるデジタル技術、データの利活用について調査研究、人材育成に関する研修を実施することとなっております。

運営経費につきましては、現段階では滋賀県市町村振興協会の補助金を財源とし協議会の運営に充てるものと定まっておりますが、まだ設立されて間のないところで、具体的な事業が定まっておらず、今後については不透明なところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

今後の推進の仕方につきましては、6町の取組と併せ、求められる取組のテーマなどの情報を共有する機会を定期的に設け、協議を進めることとなっております。当面は自治体情報システムの標準化、共通化、またマイナンバーカードの普及促進をはじめとする7事項について議論を進めることとなっております。

次に2点目の、これまでに多額の投資、維持管理を行ってきた6町クラウドとの関係、6町クラウドの位置付け、6町クラウドの存続はどのようになるかについてであります。現行の6町クラウドは基幹系業務のほか、財務会計、文書管理をはじめとする情報系業務のシステムの維持管理、運営に取り組む組織体となっており、DX戦略会議と目的が異なるものでございますが、6町クラウドはDX戦略会議において調整された個別システムの導入、運用の役割を担うことで、今後もスケールメリット、省力化を図ることが期待できると考えております。6町クラウドの存続につきましては、令和4年度より今後の存続についても検討されることとなりますが、大きな枠組みのDXの中に行政システム分野としての6町クラウドが残り、そのほかの分野、一例ではありますが、コロナ禍で見たテレワーク、行政手続のオンライン化などの推進が進められるものと考えております。

次に3点目の、DXが住民生活にもたらす恩恵はについてであります。ご質問の趣旨にありますように、DXの目的に準じた施策の展開によって、地域の利便性、生活満足度の向上がその恩恵に値するものであります。現段階で考えられます事例は、身近なところでは行政システム分野に限らず各種手続のオンライン化、視野を広げれば公共交通の自動運転化などがあり、様々なことが考えられております。しかしながら、高齢率の高い本町では、パソコン、スマートフォンに慣れていただくことが課題であり、地域住民の皆様が求められるニーズの把握も必要であります。まずはデジタルに触れ活用することから始まり、多岐にわたって広く応用することで個々の生活の利便性につながると考えておりますので、行政サービスにおいてはパソコンやスマートフォンを活用したオンラインでの行政手続、窓口での手数料などのお支払いをキャッシュレス化するなどの施策を進め、身近なところでデジタルと関わる機会を得ていただき、利便性を感じていただける取組を検討してまいります。

次に4点目の、DXを推進するにはデジタル領域に精通し率先して事業を変革できる知見、スキルを所持している専門人材の育成が不可欠と言われており、この人材の育成についてどのように取り組んでいくのかについてであります。戦略会議では、推進に当たり必要な人材は育成と確保の両面からの取組が必要と考えております。育成については、6町の中堅、若手職員によるDX戦略会議担当者会議を設置し、相互の連携を図

りつつ技術の向上につなげることとなっております。また、確保については、国の制度を活用した外部人材の登用などが考えられ、取組を進める中で必要に応じて検討をしていきたいと考えております。6町の中では既に日野町が独自にデジタル活用支援員として外部人材を登用し、DX推進に取り組まれている事例もございますが、本町では全職員を対象にセキュリティー研修、インターネットでの研修を実施し、電算担当職員においては総務省主催のセキュリティー研修など外部の研修に積極的に参加し、知識の習得、技術の向上に努めてまいります。人材育成確保については、今後、町長連絡協議会において各町のニーズの把握が図られ、DX戦略会議の運用に反映される予定であります6町が共同で継続的に取組を進めていくこととなります。

次に5点目の、DX推進により発生する経費はどれぐらい見込まれるのかについてですが、自治体情報システムの標準化に係る経費のうち、システム移行に要する経費については全額補助される方針が示されているところですが、システムの選定や移行の時期、仕様の変更、またサブシステムの導入などの詳細については令和4年度より6町クラウドで協議することとなっております、現段階では見込みをお示しすることができないところでございます。そのほかの件でDX推進に係る経費としては、令和4年度の当初予算に要望し、可能なものから取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に6点目の、DX推進に対する国および県などの補助はについてであります。国の補助の動向は自治体情報システムの標準化に対し1,500億円規模のデジタル基盤改革支援基金が創設され、先ほどご説明いたしましたとおり、システム移行に要する経費については国の補助を受けることができるとの情報を得ております。県においては、DX推進に向けた協議会の設置や各種システムの共同利用化への取組が進められているところですが、直接的な補助金制度の創設については現段階では示されておられませんので、情報収集に努めているところでございます。

最後に7点目の滋賀銀行とのアドバイザー協定の内容についてはありますが、アドバイザー協定は滋賀県町村会が実施する6町DX戦略会議における情報の提供および意見交換に滋賀銀行が協力することにより、地域住民の利便性の向上ならびに業務の効率化、人材育成につなげていくことを目的とされ、この目的を達成するために滋賀銀行は戦略会議に出席し、専門的な見地から情報の提供と助言を行うこととなっております。行政の支援に留まらず、金融機関としての視点や知見をDXの推進、各施策に今後、反映、活用していただけることを期待しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは再質問をさせていただきます。

まず1番目の関連ですけど、当初設立に至った中で、国から具体的な推進についての指導、あるいは県からの要綱、こういうのがあったのかどうか、もう一遍お聞きします。

- 議長（竹内薫君） 野村企画課長。
- 企画課長（野村博君） 今、国ないし県の方から示されております各自治体でのDX推進計画の中では、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性の向上をさせるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくように求めるというような指示が来ているところでございます。
- 議長（竹内薫君） 松居議員。
- 5番（松居亘君） 国とか県からそういうのを積極的に進めてくださいというような働きかけがあったかどうか、そこら辺については。
- 議長（竹内薫君） 野村企画課長。
- 企画課長（野村博君） 先ほどの大橋議員の質問にもありましたように、国の方がこのDX、デジタルトランスフォーメーションを進めようということがしっかりと示されておりますので、それに準じているということでご理解の方を頂きたいです。
- 議長（竹内薫君） 松居議員。
- 5番（松居亘君） 分かりました。それで、その中で令和8年からシステムの標準化という答弁があったんですが、もう少しもう一遍詳しく、そこら辺について教えてもらえませんか。
- 議長（竹内薫君） 野村企画課長。
- 企画課長（野村博君） 17業務全てで申し上げてると数が多いかと思えますけども、特に全国における自治体を取り扱ってる共通のもの、住民基本台帳、選挙人名簿の管理、固定資産税等々がございます。これについて今後、令和8年度までに、将来的に民間企業がここに協力なり参画、協働というような形になってきたときに、あまりにもバラバラでは業務の一貫の方ができないでしょうというようなお話の中から、これを統一しようという考えのものでございます。17業務についてはまた後ほどご説明させていただきます。考え方としては、全国どの自治体でも共通のものについては統一、標準化しようというものでございます。
- 議長（竹内薫君） 松居議員。
- 5番（松居亘君） それでは2番目の質問の関係なんですけど、6町クラウドの存続について、令和4年度に検討とおっしゃった、そういうことを今言われたように思うんですけど、その内容についてはどういう内容ですか。
- 議長（竹内薫君） 野村企画課長。
- 企画課長（野村博君） 6町クラウドシステムの方は、普段私どもの行政関係のシステムの取り扱いを議論し、皆、6町共同で執り行うシステム関係の組織の目的でございませう。このDXというのは、もっと大きな枠組みの中で、行政にかかわらずというような国の考え方のある中の一部分を担うようなイメージになりますので、これが将来的にそのDXの全体の中でことが済むものなのか、やはり行政のシステムに特化したものとし

て残るかというようなことについては、始まったばかりのことですので今後の動向を見ながら判断せざるを得ないということで、令和4年度から存続についても検討させていただくというような形になっております。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それで、僕はこの6町クラウド、毎年4,000万円ですか、上がっております。僕らが最初、これはどういうシステムだというふうに聞いたときに、たしか人員削減、経費削減、こういうふうにおっしゃってたと記憶しておりますが、これは毎年毎年4,000万円ほど積み込んでおります。実際、本当に人員削減されたのか、経費削減が、疑問符を持つところもございます。これはこれとして認めておりますのであると思うんですが、このDXが、またぞろそういうような関係に、経費の無駄遣いとは言いませんけど、やはり経費の削減とか人員削減につながるとか、そういう目的があるのかどうか、そこら辺についてお考えはありますか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問に答弁させていただきます。

確かに6町クラウド、当初の設立から人員削減に至ったのかというところについてはなかなか難しいこととは存じます。ただ、この戦略会議の趣旨でございますのは、デジタル化を図ることで業務の方の効率化を図り、さらなるほかのソフト面的なところの行政サービスを更に向上させていただくということになっております。この視点を考えながら、今後、議論、検討の方が進められるかとは思いますが、実際、費用対効果、無駄なものかどうかというのは今のところは判断しがたいところではございますけども、そのような考えを思っております。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 当時、大体職員1人経費が年間1,000万円ぐらい、そうすると単純計算して4人減るんだというようなことを聞いたこともございますけど、やはり本当に今後どんどん経費が要りますので、そこら辺については十分検討していただきたいと思っております。

それで、4番目の関係で支援員の確保、これも大きな問題だと思うんですよ。当然、専門職は要りますから。これは、このDX戦略会議の中でも大分話題になっておりました。当然、専門職がいなければ置かなければならない。今のところ、専門職を置くような方向になってないというふうに聞いたんですけど、そこら辺について、もう一遍、再度お願いいたします。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 今の段階では考えの方についてがお示しできないところがございます。なかなか、専門的な技術については、今の民間の中でも例えばコンサルティング業界の人間とか、相当、会社の人材をこの各地方自治体の方で雇用するかという話になろうかと思っておりますけども、時代の流れるにやはり全国規模でございます。なかなか慢

性的な人材不足という言葉も言われてるところがございませう。先ほど申し上げました6町の中では日野町の方が先進的にされてるというお話をさせていただきましたけども、今後、6町の中でその方を広域的な活動をしていただけるものか、また国の方で相応の財源措置がされるようでしたら、先ほど慢性的な人材不足という話がございませうけども、その中で議論を進めていくことになるかと思ひます。今の現段階ではお示しすることができないということはお理解の方お願いいたします。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは最後の方になりますけど、最後の7番の関係です。滋賀銀行とのアドバイザー契約になってるんですが、滋賀銀行としてのメリットがあるから当然、戦略会議に出席してやるようになったと思うんですね。滋賀銀行のメリットというのはどのように考えられるか、もし分かっていたらお答えいただけますか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 私も設立当初の明確なお答えはできないかと思ひますけども、やはり金融機関という立ち位置でございませう。民間での経営という視点もございませうし、行政とのつながりも深いというところで、そちらの中から共通できるような課題、テーマ等々を、これから行政と滋賀銀行、この協定に基づいていろいろ見いだしていくというふうに向っております。まだ始まったばかりのことでございませうので、まだ何しき会議の方が開かれておりませうので、今後の動向についてまた把握の方に努めさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） このDX問題については、今後、私も勉強いたしまして、また一般質問させていただくかもしれませうけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に移ります。

○議長（竹内薫君） それでは暫時休憩したいと思ひます。

再開は議場の時計で午後1時からとします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 0時57分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは続けて、松居議員、質問よろしいでしょうか。

○5番（松居亘君） それでは次の質問に移ります。

（仮称）多賀スマートインターチェンジ整備事業に関しまして、次のことについて伺ひます。

1つ目、本年6月以降の事業進捗状況は。

2つ目、上り線側において県道佐目敏満寺線から国道307号までの計画、地元説明、用地買収、実施工事等の状況は。

3つ目、上り線側の用地買収の状況は。

4つ目、上り線側における搬入土の不足状況と今後の搬入計画は。

5つ目、搬入土運搬道路の損傷箇所が多く発生していますが、その補修工事の実施は。

6つ目、下り線側の国道307号と町道四ツ屋胡宮線の交差点において、町道四ツ屋胡宮線側の右折だまりを設けることについて地元説明会で要望があったかと思うんですが、そのことについて前回の質問では結論聞いたんですけど、再度この検討について伺いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 松居議員の（仮称）多賀スマートインターチェンジ整備事業についてにお答えいたします。

1つ目のご質問の本年6月以降の進捗状況につきまして、上り線側では県道佐目敏満寺線から高速道路接続までの事業用地について、不動産鑑定士により各地目の標準的な評価額を算定していただき、建物補償、立木補償とともに、NEXCO中日本の内部組織での審査を経て、今月中旬に土地所有者に対し標準地価を提示できる状況となります。下り線側では、NEXCO中日本の敷地内でのアクセス道路工事が50%を超える進捗となっております。

2つ目のご質問の県道佐目敏満寺線から国道307号交差点までの計画、地元説明、用地買収等の状況につきましては、湖東土木事務所へ確認しましたところ、本年12月に用地境界の立会を予定しており、翌年1月には詳細設計について敏満寺区への説明が行われ、その後、用地買収への準備を進められる予定となっております。

3つ目のご質問の上り線側の用地買収の状況につきましては、先ほども申し上げましたが、今月中旬に標準地価の提示を行うとともに、土地所有者に対しまして買収後の所有地の状況等について説明を進めてまいります。

4つ目のご質問の搬入土のストック状況と今後の搬入計画につきましては、下り線の工事からの搬入土はほぼ終了しております、東近江市の県事業からの搬入を継続している状況で、搬入済の概算土量は約6万9,000m³となっており、今年度中に終了予定としております。

5つ目のご質問の搬入土運搬道路の補修工事の実施につきましては、ただいま申しましたように、搬入土の運搬を継続している状況でありますので、路面の損傷に対しましてはこれまでどおり部分補修での対応とし、事業完了後に全面舗装を実施するよう予定しております。

6つ目のご質問の下り線側の国道307号と町道四ツ屋胡宮線の交差点において、町道四ツ屋胡宮線側の右折だまりの設置につきましては、湖東土木事務所と公安委員会との協議結果により、スマートインターチェンジ下り線側の計画交通量から右折だまりの必要性が低いため、完成後の交通量増加が見られるまでは設置しないとの結論に至って

おります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは再質問させていただきます。

3番目の用地買収の状況の中で、一番地元が心配しておりますのは残地のことなんです。田んぼによっては変形した残地ができます。そのことについて、この前からの説明会でも心配しておりますし、現在でも区長から聞いてるのに、大変そのことが心配だと、作り勝手が悪いとか、どのように今後なっていくのか、それを心配しておりますが、残地についての考え方がありましたらお聞かせください。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

我々も地元の役員とお話をさせていただく中におきまして、やはり今、議員がおっしゃられたように、残った土地、農地の耕作の仕方、また作り方といいますか、担い手の確保等も、今の現状においても非常に苦労をされておられるという状況は地元もおっしゃっておられまして、更に形が悪くなるケースが出てまいりますので、どういうふうにやっていくのかということについては、もう少し役場の方と地権者だけではなくて耕作者の方とも議論をしていく必要があるだろうということで地元からも言われております。我々も事業を進めることに集中してしまうようでは地元としても困るということもおっしゃっていただいておりますので、用地を確保するのと同じように、残った土地についてもどうしていくのが一番良いのかというのを、これからもっと詳しく地元と意見を交わしていきたいと思っております。ただ、これまで標準地価格の提示ができておりませんでしたので、その辺のところとある程度歩調を合わせたいという思いが我々の方もございましたので今の時期になっておりますけども、地元ともこれから意見を交わしていきたいと思っております。ただ、どう考えても形が悪くなる農地をきれいに四角い形にはできない部分もありますので、あとはもう地元と耕作者と意見を頂きながら、少しでも作りやすいという農地というものに我々も何か協力させていただけることがあるかということで議論を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 地元区長と私と会話した中でですけど、残地の考え方というのは補償について大変心配しているんだと、その説明を先にしてほしいんだと。先にとというのは、用地買収の標準地価格、その提示が中旬頃にあるという答弁でしたが、それまでにやってほしいんだと。その問題を解決せんと、かえって用地買収の単価を指定されてもなかなか難しいんじゃないかとおっしゃってましたが、今のところその残地についての説明会、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

先日、区長をはじめ、5役の方々とお話をさせていただく中でも、今おっしゃっていただいたように、価格提示の前に残った土地の扱いといいますか、運用の仕方をもっと議論するべきだというご意見を頂きました。本来は、この標準地の価格提示とほぼ同時に、それぞれの所有者の方に、所有者ごと、地番ごと、地目ごとに単価調整が入りました個々のうちの単価提示をさせていただきたいというふうに思っておりましたが、5役の皆さんの総合的なご意見を頂きまして、標準地価格については提示をさせていただきますが、個別の所有者との価格提示は、この標準地の価格を提示するときには提示をしないでほしいというご意見を頂きました。ただ、企業とか宅地とか、残った農地に関係ない地目につきましては、我々も進めさせてほしいというお話はしております。特に企業につきましては、また我々個人と違う思いがございますので、そこら辺も含めまして役員とはお話しさせていただいておりますが、個人につきましては集落の意見を頂きまして、個々の単価提示につきましては、もう少し残った土地の議論を交わしてからにさせていただこうというふうには役員と意見を合わせてもらったという形でございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 大変大きな問題だと思いますので、地主が納得できるような解決策をお願いしたいと思います。

それで6つ目の方の質問の中で、右折だまりを設けないという結論になったということ、これは承知しました。それで、そのときにたしか横断歩道の問題もあったかと思うんですよ。横断歩道が図面上に引いてませんでしたので、この横断歩道はどうするんだと。当然、両側に歩道がありまして、それをつなぐ横断歩道がないというのはちょっといかなものかという話もございました。それについてはどうなっておりますか。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

横断歩道につきましては、確かに集落の説明会の中で、横断歩道を付けてもらえないのかというご要望をかなり強く頂いておりました。その後、湖東土木事務所と公安委員会とのお話し合いの中で、今のところ横断歩道を付ける方向で今進めているという回答を頂いております。今もおっしゃるように両側に歩道があるということもあります。ただ、名神のボックスの中が非常に狭い、一応歩行者が歩けるスペースはあるんですが、非常に狭い空間を歩いてもらうということで、湖東土木事務所は警察からも言われて、その部分を大分気にされておられましたが、今のところはそこも歩行していただいて、歩行者がつながって歩いていくスペースがあるということで、付けていただく方向にまとまりそうでございます。そうしますと、特にその今の右折だまりにつきましては、右折車線で車が止まってる横にもう1車線左折車線が出来上がります。横断歩道を歩かれる方が、この右折車両の陰から出ることにもなりますので、やっぱりそういうときに事故が起きやすいかなというのもありまして、我々も右折だまりを最初から付けるのではなく

て、最初は交通量を考えますと、そこまでの交通量は今のところ計画交通量は少ないです。そのような形で進んでいただいて、後々交通量が非常に多くなるようでしたら考えたいということについて、湖東土木事務所がおっしゃられたことについて、そういう状況も考えられるなというふうには思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） それでは最終の質問になるんですけど、開通の予定ですね。当初の予定では令和5年3月末という認識で私もおりますけど、この前、地元説明会もありました。その行程表を見てますと、とてもその状況にはないと私は判断しました。それで、現時点でもうそのようなデータも出てます。NEXCOから決めた行程表を見てもうずっと来てますから、遅れた理由は地元にも一因があるかとは思いますが、現在の時点でその開通の時期が令和5年3月末と、今の認識もそれであるのか、いやいやもう修正しなきゃならないのか、そこら辺についてはいかがでしょう。最終の質問です。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今、スマートインターの行程につきましては、当初の連結許可を頂いた時点から明確に終わりというのは、供用開始時期というのは明確に示されてきてないということなんです。我々も当初ちょっと勘違いをしていた部分もあるんですけども、今現在、その地区協議会で決められた内容に沿って事業を進めているわけですけども、今年度末、今年度中にもう一度地区協議会を開かせていただきまして、事業費の変更とか、今の行程の見直しとか、また前々から気にされておりますスマートインターチェンジの名称等が、地区協議会の議題になってまいります。それを今年度中に計画しないといけないという状況になっております。その場で行程の見直しをされるまでは、今現在としてはいつまでという形は決まっていないという状況でございますので、今年度中に開かせていただく予定の地区協議会まで、一応、公的にはこの時期までということは申し上げられないという状況ですので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） 最後の質問と申し上げましたが、もう一度、再度、今の開通は大きな問題だと思うんです。今の課長の認識では、この前のNEXCOの行程表を見ても、私自身は相当難しいと思っておりますが、課長の認識はいかがでしょう。

○議長（竹内薫君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 私の認識としましても厳しい行程であることは間違いがございますので、正式にいつまでということは言えないだけで、松居議員も見ていただいて明らかやとは思いますが、そういうような状況であります。

○議長（竹内薫君） 松居議員。

○5番（松居亘君） ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内薫君） 次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 議席番号10番、山口です。2021年12月第4回定例会に当たり、大きく次の4点について一般質問を行います。

大項目1、気候変動対策、地球温暖化対策について伺います。

気候変動による被害は日本でも経験したことのない豪雨や防風、猛暑など、極めて深刻です。何十年に一度とされる豪雨災害が毎年のように発生しています。40度を超える猛暑も頻繁に起きるようになり、熱中症で救急搬送される方も増えているという状況であります。また、海水温の上昇や海流の変化は異常気象の原因となるとともに、海面上昇や生態系にも悪影響を及ぼします。

政府もようやく昨年10月に2050年に脱炭素社会を目指す、いわゆるカーボンニュートラルを宣言いたしました。こうした動きを受け、今年の国会で地球温暖化推進法が改正されました。その中で、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画認定制度の創設が示されています。地方公共団体実施計画に施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業、いわゆる地域脱炭素化促進事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めるとしております。

そこで、以下の点について伺います。

①、地域脱炭素化促進事業・地球温暖化と気候変動についての基本的な考えについて町長の見解をまず伺います。

②、促進地域の設定脱炭素化の取組について。

③、省エネ・再生可能エネルギーの促進計画について。

④、地域環境保全のための取組について。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 山口議員1点目の地域脱炭素化促進事業・地球温暖化と気候変動についての基本的な考えについてお答えします。

地域温暖化により、猛暑日の増加や大雨による洪水、土砂災害の発生など異常気象による天候への影響や災害の増加が考えられることから、地球温暖化対策として脱炭素化に向けた取組が重要と考えております。昨年10月に当時の菅総理大臣より、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すという所信表明がなされ、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明する自治体も増えてまいりました。この取組は、排出する二酸化炭素量を極限まで減らす一方で、様々な取組によって二酸化炭素吸収量を増やし、排出量と吸収量を相殺することで二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組であります。

本町の脱炭素化への取組といたしましては、ゼロカーボンシティ宣言も視野に入れながら、町民の皆さんが環境施策にもっと関心を持っていただけるよう、生ごみのひと絞り運動をはじめとした啓発運動の実施と環境学習の推進と併せまして、全面積の86%を占める森林資源を活用した取組を中心に推進してまいりたいと考えております。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 山口議員の1番目、気候変動、地球温暖化対策の2点目、促進地域の設定、脱炭素化の取組についてのご質問にお答えいたします。

脱炭素化に向けた取組には、再生エネルギーの普及、省エネ活動の推進、電気自動車の利用、ごみの減量などがありますが、地域の特性を生かした取組が重要と考えております。現在、多賀町環境審議会では、第2次多賀町環境基本計画の策定に取り組んでおり、その中で脱炭素化の取組として食品ロスの削減、エネルギーの有効利用などの取組を挙げ、行政、住民、事業所がそれぞれの立場でどのように進めていくか検討しております。また、今後策定する地球温暖化対策実行計画区域施策編において、多賀町全域で温室効果ガスの削減目標を設定し、目標の実現に向けての取組内容を決定する中で、促進地域の設定等、多賀町に合った取組について具体的に検討してまいりたいと考えております。

3点目の省エネ・再生エネルギーの促進計画についてですが、現在、再生可能エネルギー活用の取組として、役場庁舎、ふれあいの郷、あけぼのパーク多賀への太陽光パネルの設置による太陽光発電と、木質バイオマスによるペレットストーブの購入者への補助を実施しております。太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入については、さきの答弁でも申しましたが、今後作成していく地球温暖化対策実行計画区域施策編の中で検討してまいりたいと考えております。また、省エネによる電気エネルギーなどの化石燃料によるエネルギー消費量の削減は、地球温暖化対策には重要な取組の1つでありますので、エネルギー消費量削減の見える化を行うなどし、日常生活における省エネ行動の普及に向けて情報発信や啓発を行ってまいります。

4点目の地域環境保全のための取組については、多賀町の森林は総面積の約9割を占めております。森林は二酸化炭素を吸収、固定し、脱炭素化を進める上で重要な役割を持っていることから、森林の適正管理や多賀町産材の活用など、森林資源を循環させることによって二酸化炭素の吸収量を増加させる取組を積極的に行ってまいります。また、身近な環境保全のための取組として、節電や節水など生活スタイルの見直しや、省エネ型家電購入の促進、自転車の利用などを進めていきますが、ごみの減量化、資源化の取組に重点を置いて進めてまいります。生ごみの堆肥化やリサイクルの推進について、楽しく取り組んでいただけるような施策を環境審議会で協議し、決定してまいります。

環境保全の取組は、町民の方々、事業所の皆さんと力を合わせて取り組んでいかなければならないことから、皆さんが環境保全に高い関心を持って積極的に取り組んでいた

だけるよう協力をお願いするとともに、環境に関する情報発信や出前講座による啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それでは再質問します。

正確には、2013年度に46%削減と言いました。しかし、これは非常に世界レベルから言えば低い水準です。日本はその点ではカーボンニュートラルに対して非常に私は姿勢としては遅れてるというふうに、化石賞というような話も出ておりましたけれども、そういうふうに思います。私、滋賀県の環境審議会、温室効果ガス削減へ国より厳しい数値目標をしますという報道を知りました。滋賀県の環境審議会は2030年度の県内の温室効果ガスの排出量を、国の目標よりもさらに厳しい2013年と比べて50%削減する計画を立てたというふうに聞きました。この審議会の答申について、多賀町として町長としてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。再質問です。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

滋賀県は環境県ですので、やっぱり高い目標を掲げておられると思います。それを実行するのは、19市町がしっかりとCO₂削減量、目標をしっかりと県とともに高い位置で位置付けなければならないと思っております。今も課長の方でも申し上げましたように、ごみのリサイクルということも、ごみの施設も10年後には完成いたしますので、それまでしっかりとごみをリサイクル、リユース等できる仕組みをしっかりと進めていかなければならないと思っております。特に多賀町は86%の山林を占めておりますので、木から二酸化炭素を吸収する吸収源になりますので、しっかりとより吸収力が強い山づくり、それには間伐も含めた森林整備の取組、間伐して木を植えていくのと、今まで木を長寿命化にしてそのまま置いておくより吸収力が全然違うということもはっきりと分かっておりますので、これから時間もかけてCO₂の吸収が多くできるような山づくりも進めていかなければならないと思っております。各市町、いろいろと特色を持った形の中でCO₂削減のために努力したいと思っております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今、町長が言われたことも1つ大事なことだと思います。ただ更に付け加えて、やはり再生可能エネルギーをどうやってこれから地域の資源を活用しながら進めていくのかということも大事だと思います。その点で、省エネとか再生可能エネルギーを地域の雇用創出と地域経済の活性化のために具体的にこれからどのように進めていくのかというのは、うちの多賀町だけでは難しいかもわかりませんが、方向性として再生可能エネルギーの地域資源を活用したことについての具体的方向性を持っておられるかどうかについて、もう一度伺います。町長でお願いします。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

多賀町での再生可能エネルギーの活用、特に太陽光発電についてですが、多賀町は平地が少ないので、太陽光発電に対してよその市町と比べるとなかなか設置する場所が少ないのではないかなと思っております。集落の真ん中に太陽光発電の施設ができるのもいかなものかと思えますし、多賀町としては場所が限られているのかなと。そして、山林への太陽光発電を設置するというふうな動きも多賀町でも聞いたことがあります。やはりそれにはよっぽどのがない限り、町としてあまり好ましくないと思っております。なかなか、太陽光発電、あと再生可能エネルギーにおきますと、風力発電、木質バイオマス、まだ多賀町でしたら木質バイオマス発電。しかしながら、私は発電で燃やしてエネルギーにするより、やはり今はちゃんとした利活用、資源循環して、ちゃんと木として住宅材等に利用するのが本来の姿だと思いますので、やはりバイオマスで燃やしてしまうというのはいかなものかなと思ってます。

そのことからすると、山口議員、多賀町にとってどういう活用があるか、再生可能エネルギーについて多賀町でどういう活用があるか。私はなかなか再生可能エネルギーとしての活用は多賀町では難しいのではないかなと思っておりますが、山口議員より具体的な再生可能エネルギーを活用した取組をせよというふうな考えをお聞きしましたので、議員から具体的な利用方法について教えていただきたいと思えます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私からお答えするかどうかは別として、私の提案というか、これは全国的にやられてることです。確かに今、再生可能エネルギーの中で太陽光発電を設置されてるところの中で、それは確かに問題はあります。いろんな乱開発とか、森林が破壊されるとか、土砂崩れ、そういう太陽光発電施設が設置されたところで起こっているということについて、しっかりともちろんそういう規制をかけながら、できるだけ太陽光発電等を進める方が、私は多賀町にとってもこれから地域の活性化のためにも有効ではないのかなと。1つとしては、なかなか難しいかもわかりませんが、住宅とか小規模工場の屋根に太陽光パネルの設置、それから地方自治体、町と住民の共同による事業とか、屋根貸太陽光発電事業とかいうのをやられてるという事例も聞いております。それが必ずしもすぐできるかどうかは別にして、そういう方法も考えながら、多賀町の行政として主導的に住民、あるいは業者と何とかできないのかなという考えは私は持っておりますけれども、その点について、町長としてはどうも否定的な話だったやに思いますが、私はそういうことも工夫しながら、できるだけ地域の再生可能エネルギーのこれから進めていく方向性というのは非常に大事なかなと思えます。その点についてもう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 今、私の質問にはちゃんとして答えておられないように思えます。今おっしゃったのは、屋根貸をして屋根に太陽光を乗せようというような具体的なお話

を頂きました。この屋根に乗せるだけでは、そんなに再生の中で貢献する度合いは低いと思いますので、やはり山口議員がおっしゃるような、これから再生可能エネルギーを生かす多賀町での取組はなかなか難しいのではないかなと思っております。それより、やはり森林を生かしたCO₂削減、CO₂を吸収する取組をしっかりとやっていく必要があるのかなと思ってます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私の申し上げたのは1つの方法で、そういう方法もあるのではないのかと。できるだけこれから再生可能エネルギーを地域の産業としてそういう方向で考えてもらうということが、もちろん町だけではできませんので、事業者とか住民の皆さんの協力、それから国の支援、あるいは県の支援を受けながら、そういう再生可能エネルギーを地域産業の1つとしてやっていく必要は私はあると思います。これはいろいろ問題、すぐにできるかどうかはまた別にして、そういう方向性を町として持つてもらえることが大事かなというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 山口議員、今のは質問ですか。

久保町長。

○町長（久保久良君） 産業として、でしたらやはり森林を生かす林業としての取組、しっかりとこれを進めていく必要があるのかなと思ってます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） この問題はもう議論すると時間がありませんので、今後引き続いてその他の会議でまた議論していきたいと思います。

次に学校施設長寿命化計画について伺います。

今年度、多賀町学校施設等長寿命化計画が策定されました。その中で、小中学校施設の健全性および劣化状況評価結果一覧表では、中学校はランチルームを除く建物は築50年を超え、多賀小学校も築50年近くで、特に多賀小学校の北校舎では64年を経過しております。

学校施設は、言うまでもなく児童・生徒にとって学校で過ごす時間が日常生活の大半であり、学習、生活の場でもあり同時に、災害時の避難施設ともなっております。校舎の劣化度を判断し、優先順位を決めてできるだけ早く改修を進めるべきであります。

そこで以下の点について伺います。

①、小学校、中学校の早期の改修計画についての考えはどうか。

②、多賀町の学校トイレの洋式化率は中学校で30%程度、小学校で39%程度であることから、衛生面や子どもの健康面を考慮して小中学校トイレの改修、洋式化等を進めるべきとして、これまでも繰り返し議会でも求めてまいりました。トイレの改修、洋式化について改修計画を優先的に進める考えはどうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 山口議員の学校施設長寿命化計画についてのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の小学校、中学校の早期改修についての考えはどうかについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、小中学校の建物は築50年以上を経過しているものが多く、建物の劣化や設備の老朽化が課題となっております。このような状況から、学校施設長寿命化計画において多賀中学校、多賀小学校は令和12年度までに、大滝小学校については令和22年度までに詳細調査を実施し、長寿命化を図る計画としております。一方、多賀町全体における大型ハード事業について、短期計画で言いますと、多賀スマートインターチェンジの整備や（仮称）久徳認定こども園、新たな都市公園整備事業を実施することから、事業費についても多額となりますので、町全体の財政事情を考慮しつつ、計画的に実施していく必要があると考えております。このことから、学校施設の長寿命化事業については、今申しあげました事業の完了後に対応していくということで考えているところであります。なお、学校施設は子どもたちが毎日過ごす場所であることから、子どもたちの安全・安心の確保や教育活動に支障をきたす場合については、速やかに改修をするなど適切に対応してまいります。

2つ目の学校トイレの改修、洋式化についてのご質問にお答えいたします。

小中学校におけるトイレの環境改善、洋式化につきましては以前の議会答弁でも申し上げましたが、施設の衛生面や子どもの健康面、学習への影響などを考慮し、文部科学省も推進をしているところであり、多賀町としても当然、必要な整備と考えているところです。また、優先度につきましても、優先すべき改修として高く位置付け、事業実施していきたいと考えております。さきにも申し上げましたが、町全体の財政事情、他事業とのバランスを踏まえて計画的に事業を進めていくこととしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 小中学校の洋式トイレ率というのが文部科学省から発表されております。その資料によりますと、2020年現在で一番高いのが富山県の79.3%です。次が東京都71.1%、神奈川70.5%ということです。滋賀県はどうかといいますと、56.8%です。先ほど私申し上げましたように、多賀町は滋賀県下よりも洋式化率は低くなっております。先ほど課長の方からの答弁がございましたように、学校トイレの改修の必要性については述べられて、私はそのとおりだと思います。それをやはりいかに早く進めるかというのが、これから確かに財政の問題もありますので計画的に進めるべきだと思いますけれども、優先度から言えば、やっぱり学校のトイレの改修、洋式化はできるだけ早く進めてやってほしいと思うんですよ。子どもの学習環境の

整備をするためには、やはり財政状況のことも当然ですけれども、一日も早くやってもらうという方向性を早くやってほしいと。これは、町長、副町長、財政当局を含めて、この予算を優先的に付けるということについての考え、これについてまずお聞きをしたいと思います。再質問です。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

大型事業、これが未着手であれば、その中から優先度を決めてやっていくべきだと思いますけれども、今現在、大型事業が常にもう動いております。着手しておりますので、先にそれを完成させていかないと、次のまた大きな事業に移れないというのが現状の姿であろうかなと思ってます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これは、文部科学省が来年度の予算要求をしております。その中で、学校施設整備の中で学校施設の老朽化がピークを迎えると、そういう中で教育環境の向上と老朽化対策を一体的に整備すると。そしてもう1つ、先ほど申し上げました脱炭素社会の実現をする持続可能な教育環境の整備を進めるんだというのが、これは文部科学省の方針なんです。確かに、今、副町長が言われたようにいろんな大型事業がありますけれども、私は今、子どもの学習環境を良くすることについて、それに予算を付けることで、町民の皆さんの理解、それをまずやることによって町民の理解が得られない。むしろ私は、子どもがおられるかおられないか関係なしに、やっぱり学習環境を良くしてほしいというのが町民の大方の願いではないですか。私もずっと学校施設を見させてもらいました。確かに、ほかの学校もきれいに整備されてる自治体もたくさんあります。そういう中で、多賀町の小学校、中学校も、特に中学校とか多賀小学校のトイレの状況を見たときに、やはり私はもうできるだけ早くできるところから予算付けをしてもらいたいと思うんですよ、これは。私もこれ、前回の議会でも申し上げましたけれども、計画を早く伝えてほしい。なぜかという、子どもというのはやはり年々卒業していきますし、毎年子どもというのは卒業していくという中で、私は少なくとも学校のトイレの改修、洋式化はできるだけできるところから早くやってもら、予算付けをしてもら、具体的にどれぐらいの予算が要るのかということも含めて、その検討をまずやってもらいたいと思うんです。ということだと思います。

その点について教育委員会にお聞きしたいと思いますが、この学校のトイレの改修をすることによって学習環境がどうなのか、皆さん、学校の今の現状について、学校教育課長か教育長かどちらでも結構ですので、その点についての学習の環境整備のために、私はできるだけトイレ等の改修をすることによって子どもの学習能力、学校生活を充実したものにすることができるようだと思いますけれども、その点についての教育委員会の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいまの山口議員の再質問にお答えします。

学校教育課、教育委員会としまして、児童生徒の教育環境が整うということは、児童生徒の学力向上、また学校生活の充実、そういったものに対していい影響を与えるものと考えております。以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 具体的に文部科学省の、これは今までも繰り返し答弁されておりますけれども、トイレ環境を改善するために全体的に改修を行う工事に対して国庫補助を行うというふうになっております。国の補助は3分の1です。上限が2億円です。ですので、仮にその2億円かかるかどうかは別にして2億円の3分の1は国庫補助なんです。あと残りの、2億円もかからないと思いますが、順次やれば1年ごとに例えば計画を立てて、今年度は何千万円、5,000万円ぐらい使いますというような状況の下で順次やっていけばいいと思うんですよ。一遍には、確かにそれは数億円の金が要るうちは難しいかもわかりません。それで、私はその財政状況を見ながらという話でしたけれども、今の多賀町の財政状況はどうですか。そんなにあれですか。今、大型事業と言われたけれども、それに代わる学校整備の予算を付けることについて、それほど多賀町の財政は厳しいんですか。

○議長（竹内薫君） 副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

既にそれは決算委員会においてもこちらから重々説明もさせていただきましたし、財政指標についても説明もさせていただきました。決して、財政が豊かだというものではございません。大変厳しい状況に置かれてることは、議員もご承知のことと思います。学校教育施設を優先すべきということを今ほどおっしゃっておりますけれども、多賀幼稚園も教育施設でございます。長年老朽化したあの園舎で、子どもたちが今までじっと我慢して教育を受けております。それを私たちは今、それを改修しようということで取り組んでおります。小学校のトイレだけの問題じゃなしに、教育施設も1つ、多賀幼稚園の改修を今やってるということもご理解いただきたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私も、その点については老朽化がかなりひどいですので、多賀幼稚園の改修を早く進めるべきだということをこの場でも要求をしてまいりました。それは当然だと思います。それは順次計画的に今までやられた段階で予算付けをされて計画されてるんです。今、多賀町の財政状況は確かに厳しい、どこでも厳しいですよ。けど、さきの総務委員長の報告でもありましたように、多賀町の財政調整基金は12億8,000万円だと、公共施設等維持管理基金が1億1,800万円あると。それはその1割程度使うだけでも、私は来年の予算か再来年の予算になるかもわかりませんけれども、それを順次使って、そして余れば返せばいいわけですし、それから当然、それが今、多賀幼稚園の改修が終われば、順次予算的な見通しもできるというふうに私は思いますの

で、その見通しを早く伝えてほしいんですわ。先ほど学校教育課長の答弁がございましたように、やっぱりトイレの改修は必要だと、学習権を、公衆を保障するためにもという話もありましたので、やはり見通しをいつ頃からということ伝えてもらって、そしてそのことによって国に対して交付金の申請ができるわけですので、やっぱり町財政当局として予算の確保をする見通しを早急にこの場で言ってほしいんですわ。今やってるから後回し後回しという話では私は納得できません。というのは、やはり子どもの今の現状を見たときに、特に今の学校のトイレの状況を見たときに、早くやはりもう少しきれいなトイレの改修をしてやってほしいと、これは町民の多くの皆さん、もし仮に言えば思われるんじゃないですか。私は無駄遣い、無駄遣いという言葉は別にして、必要な予算付けをやってもらうということについて町民の多くの理解が得られるのではないかなと私は思いますので、その点について伺います。この件についてはこれで終わらせてもらいますけれども、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 何度もお答えをいたしておりますけれども、大型事業を今、4年度、5年度、これが今大変な状況になっておりますので、それが終われば6年度からということになるかと思っておりますけれども、その6年度にはまた防災行政無線をどうするのかというような、これは町民全体に関わる大きな問題がございます。こうしたことも次々と控えております。公共施設、学校じゃなしに公共施設も老朽化が大変進んでおります。これらも併せまして、じゃあ優先度をどうするかということは今後考えていきたいというふうになります。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） ぜひできるだけ早くしてもらいたいということを要望して、次の質問に移らせてもらいます。やらないということをおられませぬので、やるということですね。それでよろしいですね。「うん」、だけ言うてください。

○議長（竹内薫君） 副町長。

○副町長（小菅俊二君） そのために公共施設維持管理基金を設立して、そこに余裕ができればそこへ積み立ていくと、それを財源として様々な施設の改修を行っていきたいと考えております。

○議長（竹内薫君） 山口議員、次に移られるんでしたら、5分ほど暫時休憩したいと思います。

○10番（山口久男君） もうついでに。

○議長（竹内薫君） よろしいか。あと半時間ほどかかりますけど、そのまま行きますか。皆さん、どうですか。

〔「そのまま行ったらいいですよ」の声あり〕

○議長（竹内薫君） そのまま行きますか。ほんなら続行して行ってください。

○10番（山口久男君） それじゃ、3点目の質問をさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種について、子宮頸がんなどの主因となるHPV感染症を予防するワクチン接種について、11月12日厚生労働省の専門部会、その後いろいろ出されておりますけれども、私、質問通告を出した時点では11月12日の厚生労働省の専門部会の中で、2013年度から中止していた接種勧奨再開を決定したという報道を見ました。このことについて、以下の点について伺います。

①、勧奨中止期間中、ワクチン接種の人数、年代別の接種者はどうなのか。また、そこでの接種による副反応はどうなのかという点です。

②、接種勧奨する場合、副反応についての説明はどうされるのか。

③、町としてワクチン接種の積極的勧奨と対象者への個別通知の再開をするのか。

④、勧奨中止の間、対象年齢が過ぎた人への対応はどうなのか。

以上、答弁を求めます。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員からのご質問、子宮頸がんワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、勧奨中止期間中の平成26年度から令和2年度までのワクチン接種の実績は、令和元年度に14歳1名と16歳1名、合計2名の接種者があり、副反応の報告はありませんでした。

2点目、接種勧奨する場合の副反応についての説明につきましては、接種後に接種部位の痛みや腫れが起こることや、稀に重い副反応として呼吸困難や蕁麻疹等が発生するなど、具体的な症状や発生率、またワクチン接種後の注意や副反応により医療機関での治療が必要になった場合の町への報告をしていただくなどの説明が必要であり、個別通知の案内に入れていきたいと考えております。

3点目、町としてワクチン接種の積極的勧奨と個別通知の再開をするのかについてですが、当町におきましては、既に令和2年10月9日の厚生労働省健康管理局健康課長の通知により、令和3年度からワクチン接種の対象者および保護者に対し、ワクチンの説明と副反応および接種できる医療機関一覧表を情報提供として個別通知を再開しており、今年度は現時点で20名の接種があります。令和4年度はワクチン接種の正しい情報を提供するとともに、予診票の個別送付を行うなど、ワクチン接種の勧奨を行う内容でのご案内を実施していく予定であります。

4点目、勧奨中止の間、対象年齢が過ぎた人への対応についてですが、令和3年11月26日付、厚生労働省健康局長からの通知によりますと、「積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応は、予防接種ワクチン分科会において公費による接種機会の提供等に向けて対象者や期間などについての議論を開始したところであり、今後、方針が決定次第、速やかに周知する予定であること」とあります。今後の町の対応としましては、国の方針に従って対応していきたいと考えております。いずれにしまし

ても、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、接種を希望するか否かは対象者および保護者の判断によりますので、今後も対象者等がワクチン接種について検討、判断するために必要な情報を提供していくなど、国や県の指導の下、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 再質問します。

副反応の報告は、今まではなかったということですのでよろしいですね。ただ、積極的にこれから勧奨するということの通知が厚生労働省から来たということですので、今後、個別通知はされるということですのでよろしいですね。まずそれだけ、答弁あったんか、なかったんかな。その点についてももう一度確認しておきます。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えいたします。

令和4年度からは予診票を送付して個別通知をさせていただく予定でございます。勧奨の通知をさせていただくことになっています。以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） そうすると、これは通知をして、受けるかどうか当然、定期接種ですけれども、希望する人に受けてもらうということです。ただ、この間も重篤な副反応があって一部裁判になってるところもあるという話も聞いておりますので、今後その副反応、リスク等、デメリットの、ワクチンは皆そうだと思いますけれども、特にこの子宮頸がんワクチンについての副反応がかなりいろいろ問題になっておりますので、不安になっておられる方もおられると。確かに通知は通知として受け取ったとしても、どうするかと言えば、相談窓口は当然必要だと思います。そのときに、HPVワクチンの効果とリスクはどういう形で説明されるのか、窓口に来てもらって、こうこうこういうリスクがありますよとか、こういう効果がありますよという説明について、福祉保健課としてどう対応されるのかという点について、もう一度再質問させていただきます。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、副反応については具体的な内容も事前の個別通知の中に説明書きを入れさせていただきます。それで、またご相談となれば、相談窓口は福祉保健課の方で受けさせていただきますが、あくまでも有効性とリスクの情報をこちらの方は提供させていただいた上で、最終的な判断はやはり保護者なり対象者の方になりますので、ご相談を受けて、そこまでの判断ができるように支援をしていくことが私どもの役目だと認識をしております。以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） あと、ワクチンと同時に子宮頸がんの検診、これの状況なんかは私も聞いたら、検診を受けておられるんかどうか分かりません、検診率がどうなのか。それについて併せて勧奨をしたらどうかなと。もちろん、ワクチンの勧奨と同時に、子宮頸がんの検診の勧奨を併せてしてもらい必要があるのではないのかなと私は思いますけれども、その点について伺います。最後の質問です。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの対象者につきましては、小学校6年生から高校1年生までが対象となっております。子宮頸がんの検診につきましては、もう成人になってからの検診対象者になりますので、もちろん議員がおっしゃるとおり、予防ワクチンを受けただけではがんを全て100%予防できるわけではございませんので、この小学校6年生から高校1年生までにワクチンを打っていただいた上で、かつ成人になったときにも検診を受けていただくようにということはセットで啓発していく必要があるかなというふうには考えておりますので、今後、努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それでは最後の質問、4点目の公共交通についてです。

平成31年4月から路線バス大君ヶ畑線全線と萱原線の萱原から富之尾間が廃止路線となりました。自家用車で利用できない高齢者や免許証を返納した町民にとって、移動手段が制限されたことにより、路線バスを今まで利用していた方を中心に路線バスの再開を求める声もあちこちで聞いております。特に萱原線については、現在、富之尾止まりとなっており、バス路線を何とかせめて川相まで復活、延伸できないのかという声を大滝地区の方を中心に私は聞きました。そこで、甲良線をせめて少なくとも大滝の中心である川相まで、町長の地元でもあります川相まで延伸復活できないのかと、これはもう強く言うてくれという話を聞きました。私は、町長も地元やからしにくいかもわかりませんが、大滝地域の中心である大滝の学校とか郵便局とか、あるいは出張所もあると、そういうところにまでせめて延伸してもらえんかという声を本当にあちこち聞きました。表向きはなかなか言いにくいかも分かりませんが、町民の方は利用するかどうか分からんという話もありましたので。しかし、今の現状から見たときに、やはり私は無理な要求ではないのかなと。本当に私は高齢者の方がこれから確かに愛のりタクシー等もございますけれども、やはり路線バスが通ってのと通ってないのと、全然やはり地域の生活、あるいは様々な問題点から思うたときに、本当に私は必要だと。ほかにいろんな巡回バスの運行とかいうことも必要かと思っておりますけれども、当面、できる範囲内の必要最小限のところから言えば、川相まで何とか路線バスを甲良線の延伸をしてもらえんかという声を聞きましたので、その点について伺いたいと思います。町長の見解を伺います。

○議長（竹内薫君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 山口議員の公共交通についての質問にお答えします。

まずはじめにお断りしておきますが、私も町長に就任させていただいて14年目になりますが、これまでもこれからも、私、一貫して多賀町全体のことを考えて町政を預からせていただいておりますので、そのことをご承知いただきたいと思っておりますので、まずどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。路線バスの区間の見直し、廃止につきましてはこれまでもご説明させていただいているところではありますが、平成30年12月に湖東圏域地域公共交通網形成計画の変更に伴うものでございます。同計画の見直しに当たり、湖東圏域の各路線の平均乗車密度が1.0人前後と、著しく乗車密度の低い路線につきましては運行費が採算に見合わない、運転手の確保が難しいなどの理由から、今後、運行を維持するには多額の財政負担が強られる。他方、公共交通機関の確保は生活にとって必要不可欠であり、愛のりタクシーを代替として公共交通を維持するとした経緯がございます。

議員ご質問の趣旨にありますように、廃止路線の再開、区間の延伸復活についてであります。先ほど申し上げましたとおり、湖東圏域で取り組む愛のりタクシーの普及がまだまだ沿線地域の皆様にご周知できていないことにその要因があると考えております。また、愛のりタクシーは1時間前に事前予約しなければならず不便であるのご意見もありますが、一方では二次交通との接続時間が合わせられる300mごとに停留所を設置できることから、路線バスの停留所より近いと良い面もございます。実際に、今年度、湖東圏域公共交通活性化協議会では、高齢者の方を対象に愛のりタクシーの体験乗車会を開催いたしましたところ、参加された皆様からは、「不便だと思っていたが、実際に利用してみたら思っていたよりも便利だった」というご意見も数多く寄せらせております。

本町では、コロナ禍で公共交通についての聴き取りが十分に進められているとは言えない状況ではありますが、以前に職員が聴き取りを行った範囲内では、愛のりタクシーをご利用いただいている方は同様の、「便利だ」というご意見も頂いてるところであります。また、愛のりタクシーの利便性の向上を図るには、地域からご要望いただいた場所2か所に停留所を追加できるように湖東圏域公共交通活性化協議会に諮り、またほかにも今年の10月からはインターネット利用した予約受付を開始するなど、予約方法の見直しにも取り組んでおります。また、本町独自では多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議の中でも、移送サービスとしての地域互助交通をやっていこうというご意見もあります。愛のりタクシーのより一層の活用を推進することとともに、このような移送サービスとしての地域互助交通、そのようなご意見が地域の中で具体的な取組として進められることを期待しているところでもあります。そのような思いでありますので、今のところ、再開、延伸するようなことは近江鉄道の会社としてもなかなか困難であると思っております。

おりますし、町としても新たな交通の利便性、山間地域の交通の利便性を図る取組を地域の皆様とともにしっかりと考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私は、もちろん多賀町全体の公共交通をもう少し改善する、それから愛のりタクシーの利便性を高める、それはもう当然必要だと思いますよ。それはいろんなご意見もあります。ただ、私はもう必要最小限度の要求をしてるんですよ、これは。調べましたら、甲良線、私、富之尾のバス停でずっと調査をこの間しました。例えば16時3分発の河瀬東口行きの甲良線路線バス、あそこで待ってましたら、10分ぐらい待ち時間があるんですわ。アイドリングしながらずっと待ってるんです。それで、私これ一度、富之尾のバス停から大滝郵便局まで距離を車で測ってみましたら、1.5kmですわ。距離が1.5km、そして大体45kmから50kmぐらいずっと走って、大滝郵便局まで大体5分程度で着くんですね。つまり何が言いたいかというと、富之尾のバス停で5分か、たまたまそうだったかもわかりませんが、10分程度ずっとアイドリングしてずっとバスが待ってる。誰も乗る人いませんでした、確かにそのときは。ですから、私はせめて5分か10分あそこでアイドリングしてずっと待ってるぐらいなら、大滝郵便局ぐらいずっと走ったらどうかと、これは素人考えです。それぐらいできるんじゃないですかというふうに私は思いました。大滝地域の人、特に川相に住んでおられる方、「何で富之尾までで大滝まで来てくれんのかな」と、言いたくてもなかなか言えん。私も確かに自家用車を運転してるので乗らないかもわからんけども、将来5年先、2、3年したら、車をもう手放さんなんかもわからん。バスをちょっとそのぐらいやったら回してくれんかなと、素朴な意見だというふうに私は思いましたよ。今、長いこと路線バスに乗って買物に行かれた方が、この3年間の間、もう行くのをやめたという方がおられました。それぐらいの時間なら経費も運転手不足、先ほど言われましたけれども、行けるんじゃないですか。湖国バスに一遍聞いてもらえませんか。あそこまで延ばしたらどれぐらい費用がかかるんや、どれぐらい時間かかるのか、経費がどうなんやと、一遍聞いてもらえますか。それで行けるぐらいやったら延ばしてくれはったらどうなんですか、あれぐらいなら。町民の方、喜ばれますよ。ほかの方が文句出ますか。そんなことないと思いますよ。大滝地区の人だけではないと思いますよ。私、たまたま大滝に住んでる方が、多賀へ引越しされた方が大滝に来て、「あれっ、ここまでバス来てへんのか」という話を聞きましたよ、率直に。何で富之尾で止まってんやと。富之尾に行くんやったら大滝出張所まで、あるいは大滝郵便局まで走らせたらどうなんやという話を聞きましたよ。これは誰かと言いません。そういうことも聞きましたので、もうちょっと考えてもらいたいと思うんですよ、杓子定規に考えるんじゃないに。それほど経費、あるいは運転手不足言われましたけれども、大滝までずっと延ばすぐらい、延伸するぐらい、それほど経費かかるんですか。一遍、湖国バスに聞いてもらえませんか。もしそれで行けるんやったら、行ってもらったらいいと思いますよ。ほかの町民の方は

それで文句言われる方はおらないと思いますよ、今までは通ってた。確かに私は多賀町全体の公共交通、巡回バスをもっと運行させて、これから愛のりタクシーの改善もしながら多賀町全体の公共交通は進めてもらうということは当然必要です。と同時に、今言いましたところ辺を検討してもらって、川相まで大滝の中心です、はっきり言って。出張所もあります。ちょっと行きたい、バス通っていたら乗ろうかなという方がおられるかもわかりませんよ。私はできる、その気持ちがあれば、町民がそういうふうに乗ってるといふことをぜひ聞いてもらって、一遍、湖国バスに聞いてもらえませんか。

○議長（竹内薫君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問にご答弁させていただきます。

今お話のあった大きく2点になろうかと思えます。今の時間の件でございます。ダイヤの方について、富之尾の方で10分の待ち時間があるならばというお話かと思うんですけども、やはり公共交通でございます。それ相応のダイヤ編成をされてるということで、今、富之尾で10分あれば、また川相の方でもダイヤ調整の10分がまた出てくるかということもあろうかと思えます。そちらの方については、全体のそれぞれのダイヤ構成というところで今お話しがありましたように、事業者の方に確認の方はさせていただきますかと思えます。

あと経費の方につきましては、今の富之尾、川相の方につきましては甲良線という形になりますけれども、今現在、富之尾で止まっている段階では町の持ち出しの実質の負担の方は約10%程度でございます。これを川相、富之尾の方まで延ばすという話になると33%まで上がるということで、その時点で数百万円程度の増額になろうかというところまでは聞いてますけれども、そちらの方については、また走らす便数の話、また距離等の話があるかと思えますので、そちらについても確認をさせていただきますかと思えます。

やはり、このコミュニティバス、路線バス、こちらの方の見直しが入ったということは、実際に走っていてもどなたも利用者の方がかなり少ないということで、やはり必要な方が必要に応じたときに乗っていただくという形の愛のりタクシーということが十分議論された上かと思えますので、先ほどのご意見、事業者の方に確認するとともに、もう一度そのときの事情についても確認をさせていただきますかと思えますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 山口議員。

○10番（山口久男君） これで質問を終わりますけれども、路線バスというのは、確かに乗る人がこの間ずっと少なかったことは事実です。甲良を通ってますけど、私、甲良の方に聞きましたら、確かにほとんど乗られる方もおられないという話を聞きました。そう言いますと、全部廃止せんならんわけですので、私はやはり地域の状況とかいうことを総合的に判断してもらわんな。確かに乗車密度だけ考えたら、それは以前に比べたらもう当然減ってるんです。川相とか甲良の横関とか甲良町役場とか、尼子とか尼子駅、あの辺、私もある方に聞いたら、乗らん方もおられるし、ほとんどゼロみたいなど

ころもあります。むしろ最初、萱原線が動いていたときは、多賀の人の方が乗車が多かったという話も聞きました。これは事実かどうかはつきり分かりませんが、聞いた範囲内では、河瀬へ行くのに乗っていったら多賀の人がほとんどでしたと、甲良の人は乗る人は少なかったですよという話を聞きましたので、そういうことも考えてもらいたい。それから、例えば本数が大体、ダイヤを例えば調べてみましたら、富之尾のダイヤの時間が例えば朝6時46分、7時39分、8時35分、1時間おきにずっとあるんですわ。だからそのうちの何分かを川相まで延ばすということもできるとか、いろんな工夫ができると思うんです。そういうことを、ダイヤの改正が難しいということであるならば、全部延ばすんでなしに、例えば調べたところ全部で11便があるんですわ。そのうち例えば5便延ばすとか、6便延ばすとか、いろんな工夫ができるのではないのかなということも考えて、もう少し、住民の皆さんの立場に立っているとは思いますが、住民の皆さんの要求を1つでも2つでも少しでも改善してもらえるように、ぜひ町として努力をしていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

（午後 2時27分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹内 薫

多賀町議会議員 大橋 富造

多賀町議会議員 富永 勉